

## 平成24年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 6月8日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・法令に基づく報告	6
・諸般の報告	6
・議案等の上程（第27号～第36号）（諮問第1号・第2号）	7
・議案等に対する質疑	11
・意見書案の上程	11
・議案等の委員会付託	12

### 第2号 6月11日（月）

・一般質問	19
田川正治議員	19
1. 老朽化した学校給食センターの建て替えについて	19
2. 安心して子育てできる環境づくりの将来計画の策定について	28
3. 安全で安心して住みつけられる町づくりについて	34
本田芳枝議員	36
1. 子どもの人権侵害について	36
2. 給食センター建て替えについて	47
3. 議会の情報公開について	53
小池弘基議員	57
1. 児童・生徒の通学路に対する安全対策について	57
2. JR原町駅にエレベーター設置の考えについて	66
因 辰美議員	69
1. 水害対策について	69
久我純治議員	81
1. 駕与丁公園は町民の誇れる公園のはずなのに	81
2. 粕屋町独自の地の利を活かしたマスタープランは出来ないものですか	84
山脇秀隆議員	89
1. 土地開発公社の土地利用と今後の解散について	89
2. 公共施設老朽化対策について	101

### 第3号 6月15日(金)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	111
議案第27号 専決処分の承認を求めることについて	112
議案第28号 専決処分の承認を求めることについて	114
議案第29号 粕屋町教育委員会委員の任命同意について	115
議案第30号 粕屋町教育委員会委員の任命同意について	116
議案第31号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	117
議案第32号 住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	120
議案第33号 粕屋町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例について	121
議案第34号 工事請負契約の締結について	121
議案第35号 住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について	123
議案第36号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	124
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	125
諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	125
発議第4号 粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について	126
意見書案第5号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書(案)	130
意見書案第6号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書(案)	130
請願第1号 粕屋町乳幼児療育事業の民営化中止と直営存続を求める請願(継続審査)	131
委員会の閉会中の所管事務調査	131
・閉 会	132

平成24年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成24年6月8日（金）

## 平成24年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月8日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 請願の報告
- 第9. 議案等の委員会付託

### 2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義      ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町長	因 清 範	教育長	大 塚 豊
総務部長	田 代 眞	住民福祉部長	工 藤 龍 一
都市政策部長	松 永 誠 一	教育委員会次長	因 友 幸
総務課長	八 尋 恵 治	経営政策課長	箱 田 彰
協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭	税務課長	石 山 裕
収納課長	瓜 生 俊 二	会計管理者	伴 栄 子
学校教育課長	八 尋 悟 郎	社会教育課長	安河内 強 士
健康づくり課長	大 石 進	介護福祉課長	清 武 稔
総合窓口課長	水 上 尚 子	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	野 中 清 人	地域振興課長	案 浦 正 明
上下水道課長	吉 武 信 一	総務課庶務人事係長	今 泉 真 希

(開会 午前9時30分)

◎議会議務局長(長 克義君)

起立願います。礼。着席願います。

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

さて、粕屋町議会活性化特別委員会の委員長、副委員長さん、また小委員会の委員さんをはじめとして、すべての皆さん方のご努力とご理解により、先の3月定例会において、粕屋町議会基本条例が制定されました。これに基づき、去る5月15日、議会報告会が開催されたところでありますが、この報告会につきましても完全とはいかないまでも良とする評価をいただいたのではと思います。条例の内容を全町民の方にお示ししたわけですから、町民の方の議会に対する関心も以前にもまして深まるものと思われまます。そのような中、私たちの今任期も来年の4月28日をもって満了となり、うち定例会の開催は4回であります。今からの一年が従前にも増して議会も、また個々人も充実したものになることをご祈念申し上げ、開会にあたっての冒頭挨拶とさせていただきます。

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、13番、山脇秀隆議員、および15番、川口學議員を指名いたします。

◎議長(進藤啓一君)

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月15日までの8日間と決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

おはようございます。

本日平成24年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中を全員のご出席賜り、心からお礼と感謝を申し上げます。

それでは、法令に基づく報告を申し上げます。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成23年度粕屋町一般会計補正予算、第3回第2条により、保育施設整備事業、道路改良新設事業、小学校施設整備事業に係る繰越明許費は、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第16条第2項の規定により、ご報告申し上げます。別冊に報告がございますので、それをご覧いただければよろしいかと思えます。

報告第2号、平成23年度粕屋町土地開発公社決算の認定についてでございます。平成23年度土地の取得について、当初計画のとおり行っておりません。土地の処分については事業計画に従い、平成22年度から進めておりました土地活用事業により、スポーツ広場用地の一部区画を売却したところでございます。また、平成22年度の公募時に、価格面で折り合わず、不調に終わっておりました福岡東環状線等道路代替地についても再公募を行い、売却をしたところでございます。去る5月21日に、監査委員による決算監査を経て、5月25日に理事会を開催し、審議の結果、全員一致で承認されましたことをここにご報告申し上げます。

以上で、法令に基づく報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

それでは、諸般の報告を申し上げます。

まず、最初に指定金融機関の交替についてであります。

平成5年3月議会定例会におきまして、指定金融機関を株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、粕屋農業協同組合の3金融機関の交替制で指定する旨の議決を受け、現在3巡目で粕屋農業協同組合を指定してるところでございます。その

期限が、平成24年8月31日までとなっております。

したがって、次の順番であります株式会社福岡銀行を平成24年9月1日から平成26年8月31日までの2カ年間指定金融機関に指定する予定でございます。

なお、指定金融機関による窓口対応は午前9時から午後4時までとし、それ以外は会計課職員にて窓口対応をいたしております。

次に、「第24回アジア太平洋子ども会議・イン福岡」についてでございます。ホームステイ受入事業についてご報告をいたします。

本年も受入家庭の協力を得ることができましたので、大韓民国釜山市から参ります4名の児童と1名の引率者の受け入れをいたします。粕屋町には、7月17日から7月23日まで1週間の滞在を予定しております。5月14日に受入家庭の方との打ち合わせを持ち、受入準備を進めておりますが、今後は町内小学校への学校登校や粕屋町での歓迎行事について関係機関と協議調整を図りながら受入態勢を整えてまいります予定でございます。

(町長 因 清範君 降壇)

#### ◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は10件と諮問が2件であります。

提案理由の説明を求めます。因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

#### ◎町長（因 清範君）

それでは、議案の上程を行います。

平成24年第2回定例会に町から提案いたします案件といたしましては、専決処分の承認が2件、教育委員会委員の任命同意が2件、条例の改正が3件、工事請負契約の締結が1件、住居表示関連が1件、広域連合の規約の変更が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が2件、以上12件でございます。

それでは、議案第27号から順次説明申し上げます。

まず、議案第27号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成24年3月30日可決・成立し、同年3月31日に公布、同年4月1日から施行されましたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正し、適切に運用することの必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決に付すべき



事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成24年3月31日に専決処分をいたしたところでございます。

よって、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正の理由は、平成23年12月10日に閣議決定されました平成24年度税制改正に伴うものでございます。本町の税条例に反映することが必要な内容といたしまして、個人住民税関連では、年金所得者の申告手続きの簡素化及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例についてでございます。固定資産税関連といたしましては、地域決定型地方税制特例措置の導入による固定資産税の課税措置の特例措置の追加、時限的な固定資産税の負担調整措置等及び特例措置の見直し又は延長、平成24年度評価替えに伴う対象年度の改正、図書館、博物館、幼稚園の特例民法法人が所有する固定資産税の非課税措置及び手続きについてでございます。

以上、これらの措置を講じるため、一部改正するものでございます。

議案第28号も専決処分の承認を求めることについてでございます。

この条例は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成24年3月30日可決・成立し、同年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長を定めたものです。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、平成24年3月31日に専決処分をいたしたところでございます。

よって、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第29号は、粕屋町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

今現在、粕屋町教育委員会委員をしていただいております池見桂子氏が、本年6月30日をもって退任されることになり、それに伴いまして、今回選任いたしました案浦博子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。案浦博子氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、教育委員会委員としての識見・人格ともに優れた方でございます。任命同意につきまして、何卒よろしくご審

議のほどお願い申し上げます。

議案第30号も粕屋町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております大塚豊氏の任期が本年7月5日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。大塚豊氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、長年教職に奉職され、教育委員としての識見・人格ともに優れ、厚い信頼を寄せている方でございます。このたびの任命同意につきまして、何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第31号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例につきまして、職員の職務はその複雑、困難及び責任の度合いに基づき、給料表に基づき、給料表に定める級別に分類するものとされております。平成22年4月の部長制導入により、現在のような級別職務の分類を行ってきたところでございますけれども、今回、級別職務分類表の職員の職の格付けの設定及び変更等を行うものでございます。主な改正点といたしましては、6級に室長を新設し、5級の相困係長について、その職務内容と責任を明確にするために主幹へ変更を行うものでございます。また、給食センター所長の任につきましては、給食センター設置当初からの遺漏があり、級別職務分類表に記載されておりましたので、併せてこの職を追加するものでございます。

議案第32号は、住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が、第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布され、施行は入国管理法等の施行日である平成24年7月9日とされています。これは外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便性の増進及び市町村等の行政の合理化を図るための改正でございます。これに伴い、粕屋町の関係条例につきましても適切に運用する必要が生じたので、所要の改正を行うものでございます。具体的には、粕屋町印鑑条例、粕屋町手数料徴収条例、粕屋町鶴寿祝金条例、北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例等の4つの条例について一部改正するものでございます。

議案第33号は、粕屋町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例についてでございます。

住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳カードの使用が他市町村に移動した場合でも使用できるように改正されました。これにより、同法の条文に条項ず

れが生じたので、同法を引用しております粕屋町住民基本台帳カード利用条例について所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第34号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋西小学校校舎耐震補強工事を実施するにあたり、1階の3教室及び職員室等と2階の1教室、計7カ所に耐震補強工事を行うものでございます。工事の概要につきましては、南側の窓建具を取り壊し、その内側に耐震用鉄骨枠及び軸力管（ブレース）の取り付けを行うものでございます。この工事を実施するにあたり、平成24年4月25日に9社により指名競争入札を行いましたところ、因建設株式会社、代表取締役因善一が、工事請負金額6,468万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成24年9月28日でございます。

議案第35号は、住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更についてでございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す大字仲原、大字酒殿の一部の字の区域及び名称を別図2に示すとおり、甲仲原1丁目、2丁目、3丁目、4丁目と変更するものでございます。実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、去る4月12日に開催いたしました住居表示審議会におきまして原案のとおり答申を受け、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、5月1日から5月30日までの30日間、公示を行ったところでございます。この度その公示期間が満了いたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について議会の議決を求めるものでございます。

なお、住居表示の実施日につきましては、9月22日といたすものでございます。

次に、議案第36号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次は、諮問第1号でございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員をされておりました岩田敏之氏が、本年3月31日をもって退任されました。つきましては、後任として池田敏明氏を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。池田氏は、経歴書にありますように、福岡市職員として32年間奉職され、退職後は学校法人理事長や粕屋町農業委員としてご活躍されるなど、広く社会の実情に通じ、人格・識見とも優れた方でございます。推薦にあたりまして、よろしく願いをするものでございます。

次に、諮問第2号も人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成21年10月1日から人権擁護委員をしていただいております伴久子氏の任期が、本年9月30日をもって満了となりますことに伴いまして、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。伴氏は、経歴書にもありますように、粕屋町の行政吏員及び保育士として42年間奉職され、広く社会の実情に通じ、人格・識見ともに優れたお方でございます。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3カ月前までに行うことになっております。推薦するにあたりまして、よろしく願いをいたすものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしく12案件についてご審議を賜りますようお願い申し上げます。上程といたします。どうもありがとうございました。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、意見書案の上程を行います。お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出されました意見書案は2件であります。事務局長が意見書案を読み上げます。

事務局長。

◎議会事務局長（長 克義君）

議事日程表の5ページ以降、2件でございます。

まず、6ページをお開きください。

意見書案第5号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める

意見書（案）。

上記の意見書（案）を、別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年5月31日、提出者、粕屋町議会議員、浦元甫議員、山脇秀隆議員。  
続きまして、8ページでございます。

意見書案第6号、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を、別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年5月31日、提出者、粕屋町議会議員、浦元甫議員、山脇秀隆議員。  
以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案、意見書案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案、意見書案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前10時00分)

平成24年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成24年6月11日（月）

## 平成24年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成24年6月11日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

1番 議席番号	3番 田川正治 議員
2番 議席番号	7番 本田芳枝 議員
3番 議席番号	2番 小池弘基 議員
4番 議席番号	6番 因辰美 議員
5番 議席番号	5番 久我純治 議員
6番 議席番号	13番 山脇秀隆 議員

### 2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義                      ミキシング 安松茂久

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因清範                      教育長 大塚 豊  
総務部長 田代 眞                  住民福祉部長 工藤龍一



都市政策部長	松 永 誠 一	教育委員会次長	因 友 幸
総務課長	八 尋 恵 治	経営政策課長	箱 田 彰
協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭	税務課長	石 山 裕
収納課長	瓜 生 俊 二	会計管理者	伴 栄 子
学校教育課長	八 尋 悟 郎	社会教育課長	安河内 強 士
給食センター所長	関 博 夫	介護福祉課長	清 武 稔
総合窓口課長	水 上 尚 子	子ども未来課長	安河内 涉
環境生活課長	因 光 臣	都市整備課長	野 中 清 人
地域振興課長	案 浦 正 明	上下水道課長	吉 武 信 一
総務課庶務人事係長	今 泉 真 希		

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。傍聴にお見えいただいております皆様にお知らせをいたします。「議会だより」や「広報かすや」に登載、さらには去る5月15日に議会報告会を開催し、周知を図ってまいりましたように、今年3月定例会で議会のあるべき姿を定めた粕屋町議会基本条例を制定いたしました。その中に今から行います一般質問は、今までの1議題の質問回数を3回まで、質問者の持ち時間も30分であったものを改正し、質問者の質問回数に制限を設けず、一方、答弁者にも逆質問が可能とし、時間は質問・答弁合わせて1時間としています。よって、従来の進め方とは相違する部分もありますが、何せ今日が初めてのことでありますので完全とはいかない分も生じることがあるかもしれません。その節はご容赦願いたいと存じます。なお、質問者、答弁者におかれましては、条例の趣旨をわきまえ対応されますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

それでは、ただいまから一般質問を行います。質問者は大所高所からの発言に心がけ、さらに文書通告の主旨にのっとり簡明に、答弁者は、質問にそれることなく的確に、しかも、簡単・明瞭にされますようお願いをいたします。特に答弁者の発言に関しましては、発声を持って意思表示されますよう議事進行上お願いする次第であります。

それでは、通告順に質問を許します。

3番、田川正治議員。

(3番 田川 正治 登壇)

◎3番(田川正治君)

おはようございます。議席番号3番、田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

まず最初に、老朽化した学校給食センターの建て替えについてであります。3月議会での予算説明では、増え続ける給食数やアレルギー問題などに対応できる国の衛生管理基準に適合した新たな給食センターを建設するとしてPFI方式のための調査費を予算に計上しました。しかし、その内容が学校給食検討委員会が出した報告とは異なるのではないかと考えます。報告では、自校方式が望ましいが、財政上もありこれからの児童数の増加と学校の敷地が狭いことからみて、セ

ンター方式がよいのではということであり、PFI方式で民間委託してセンター方式で行うということではないと思います。まして、12月議会や総務常任委員会でも、PFI方式で行うための資料も審議も行わないままに、3月予算議会に予算が計上されることについては議会を軽視するものであると思います。さらに、PTA関係者や保護者にも、議会にも示さず、強行的にやるやり方は認めるわけにはいきません。大川保育所の民営化でも、中央保育所の民営化でも「ことばの教室」の民営化でも、そして今回の学校給食問題でも民営化先にありきの行政の手法は問題があると思います。そもそも公共施設を建設したときから、耐用年数があり、建物を維持管理していくためには、中長期的な計画を立てて資金を積み立てていくものです。それをやらずに町の財政が厳しいからと言っても町民は納得できるものではありません。今回の学校給食センターの建て替えでも、町の法的責任を放棄して、PFI方式で民間委託にする方法は再検討すべきと思います。3月議会で予算を計上する理由として久留米市を参考に上げておられました。そのための委託料3,800万円の予算を計上しておりますが、安全安心の学校給食をPFI方式の事業で実施して問題が生じないのか、町長に答弁を求めます。

2番目は、町職員の雇用の確保や農業振興の地産地消、災害時の避難場所の炊き出しなど含めて中長期的な計画を立て、町直営の自校方式の検討。私は今回質問するに当たり、粕屋地区の学校給食を行っている自治体を調査しました。篠栗町や志免町とか福津、新宮などの例を実施しているのを調べました。そこで、福津市の学校給食共同調理場は、津屋崎中学校にある500人収容できる給食施設があり、中学校で一括して1,200食分の給食をつくり、2階のランチルームで給食ができ、2つの小学校に自動車で配送する、5分ぐらいで届けるということになっておるようです。ランチルームは、生徒と地域住民の交流の場として使用されて有意義なものとしてあります。このようなことも考えて、我が町でも給食センターの建て替えについては、将来的に自校方式を導入する方向を考えながら行うべきと思います。全国的には児童が増加している、1校当たりの児童数は多くなっている自治体では、現在自校方式を取り入れているところが多くなっている。このように全国学校給食会連合会の調査結果も出ております。

また、学校給食検討委員会でも総合的にみて自校方式での給食が望ましいと述べていて、用地確保や町の財政状況からセンター方式での整備が現実的としていましたが、ただし、適温給食の提供や調理員との交流など、自校方式の良さを取り入れた施設が大事だとしております。このような報告の趣旨を生かすためにも自校方式を全校で実施することを将来的に持ちながら、まず最初に津屋崎町での

自校方式、親子方式の学校給食のように、粕屋中と東中での給食センターを建設して、親子方式で体制を取り、各小学校に給食を配送する体制から行ったらどうかと考えます。そうすると町職員も引き続き雇用できるし、米や野菜などの食材も地産地消で安心して使えるし、災害時の炊き出し体制も中学校の2カ所で取れることになり、学校給食法の目的である教育の一環としての趣旨が明確になり、給食を生きた教材として食育を推進することにつながると考えます。教育長の答弁を求めます。

3番目は、PFI方式による民間委託と町直営のセンター方式や自校方式の建設費の比較について。先日の予算委員会的时候には、民間とPFI方式と直営でやったときの建設費などを説明もあっておりましたが、具体的に説明を求めます。

以上、老朽化した学校給食センターの建て替えについての質問であります。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの田川議員のご質問にお答えいたします。1番目のPFI・プライベートファイナンスイニシアチブ、町に20億、30億という財源がありませんので、プライベート、民間のファイナンス、資金を活用するというPFI方式による民間委託の学校給食事業内容は、安心安全の食育教育の観点から問題はないのかというお尋ねでございます。学校給食が児童生徒の大切な食育の一環として安心安全な学校給食を提供しなければならないということは、田川議員のおっしゃるとおりでございます。PFI方式を導入するかどうか、従来方式での学校給食の運営をするか。これからPFI事業導入可能性調査をした後、その結果を皆様にご報告し、PFI方式を採用している施設、あるいはセンター等を視察いただくなどして、最終的に決めていきたいと考えているところでございます。PFI事業は、契約形態にもよりますが、民間資金を活用し、民間でできるところは民間で行い、民間に任せられないところ、例えば食の安全を確保するための学校給食衛生管理基準に基づいた食材の仕入れ方法や決定方法、献立の作成など、公で行うことができる事業でございます。民間に委託しても学校給食衛生管理基準、文科省の基準でございます。また、厚生労働省から出しております衛生管理マニュアル、これを通過しないと粕屋保健福祉事務所の検査を通りません。そういうことで、もちろん食育を生かした学習とか、児童生徒の食に対する教育も従来どおり栄養教諭と担当教諭が行うこととなります。

2番目、町長が答えるとおっしゃいましたが、教育委員会といたしまし

て、町職員の雇用の確保や農業振興、地産地消含めまして問題解決に当たっていると思っております。センターでも今地産地消を進めておりますし、町の職員雇用も、後で町長述べますように、センターの職員も庁舎内での雇用ということになるかと思っております。

3番目の質問でございますが、P F I方式による民間委託と町直営でのセンター方式や自校方式での建設費などの比較はというお尋ねでございますが、最初のご質問にお答えしましたとおり、P F I方式を導入するか、従来方式で学校給食を運営するかは、これからP F I事業導入可能性調査をした後、その結果を皆様にご報告し、どちらの事業で行うべきかを決定したいと考えておりますので、今回の調査費はその比較のためのP F I導入可能性調査の予算でございます。P F I事業導入可能性調査は、長期的な期間での建設費や配送費、調理費、維持管理費、保安費、人件費などを網羅した費用を算出し、比較するための資料を収集するものでございます。また、自校方式での費用の比較でございますが、他市町では、児童生徒の数が減少し、空き教室や余裕のある敷地などが利用されておりますが、学校給食、ご承知のとおり、粕屋町では児童生徒の数が増加しており、教室の確保も困難になっている状況でございます。これらのことを考慮した結果、粕屋町では、学校給食検討委員会の報告どおり、センター方式を採用するのが現実的であるということでございます。

以上、ご理解賜りますようお願いをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ただいま、教育長のほうから今の質問の全般的なことについてお答えいたしました。田川議員の再質問については、私がお答えしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

P F I方式、そもそもこの内容についての捉え方がですね、この学校給食センター建て替え問題について大事なことだというふうに私は思います。それはですね、そもそも1999年小泉構造改革の下でですね、この官から民へ、大合唱の流行の中でですね、P F I法施行されたんですね。そして現在まで12年間の間にこういう学校給食でこのP F I方式を取っているところがいくつあるかという問題があります。本来ならばですね、全国であちこちで財政難の状況の下で、粕屋町よりも財政難多いと思います。大いに取れ入れて行っていっているというふうに思うわけで

ありますが、実はそうじゃなくてですね。全国で導入した自治体は28自治体しかないんです。そして、町で導入しているのは1カ所だけです。それもですね、香川県の宇多津町ですかね。1万5,000人の町です。これインターネットで見たら載ってました。そして九州沖縄では、先ほど言いました久留米、それと伊万里、2カ所だけなんです。そういう点ではですね、現在ではこういうPFI方式というのがなかなか進まないという状況になっているというのがあるわけです。ですから2011年2月9日の内閣府PFI推進委員会ではですね、地方の現場において当初と比べかなりトーンダウンしている。PFI方式とは違う事業の手法が良いという全般的な風潮があると言われてる発言も出ておっただけですね、PFI方式の導入が今進まない、停滞傾向にある。第3セクターの失敗と同じようになっているということ指摘してるんですよ。そういう点で、3月議会で川口議員からもこのことについて滋賀県の事業を取り上げてですね、大丈夫なのかということも質問もされました。私もこのことについて、予算組むことについては反対もしました。福岡県でもですね、学校給食関係じゃなくても、北九州のひびきコンテナターミナル、それとか福岡の埋立地を使ったごみ焼却の発電電力タラソ福岡スポーツ施設、こういうものですね、事業が中断して、そして結局北九州ではあとで購入せざるを得なくなったというようなこととか生まれておるわけですね。そういう点では、この事業がうまくいけば何も無いということでしょうが、今このことについてうまくいなくて断念している。そしてこの事業についてですね、結果的に地方自治体にそのつげが回ってくるということなどで問題を生じているというのが状況なんですね。そういう点では、企業としてはですね、当然そのPFI事業で行う学校給食で利益をあげなければならぬわけで、そういう点でいけばですね、いろんな人件費含めて食材も含めて、しわ寄せが来てということも含めてですね、影響が出てくるということから来ておるので、全国的にもなかなか進んでないということだと思えます。道路とか、他のいろんな施設を建てるというのはやっているみたいですが、それでも今言ったように、北九州、福岡でも例があるようにうまくいってないで結局自治体につげが回ったということなんです。こういうことについてはどういうふうにしてこの問題について事前に調査されておったのかということについて説明を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまのご質問ですが、今田川議員がおっしゃるとおりでございます。給食センターを建て替える企業体を募集しましたところ、今の経済不況の状態の中で10

年、20年とその先、その企業がですね、継続するかどうかというのが一番の不安点でありますし、安定した企業を募集する必要があるかと思えます。そのために調査をさせていただきたいということでございます。先日の12月の新聞にも、福岡市東部では、PFI方式で新しく福岡市の給食センターを今計画中であるということでありまして、昨年の5月、久留米市の給食センターを視察に行きましたときにもPFI方式で建てたところだということで先進地に学ぶということで学習をしてみました。まだ結論は出ておりませんので調査をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

PFI方式についての今の教育長の説明ではですね、今から行うというようなことばかりで、そもそも議会にPFI方式の内容を含めて、久留米のことも経験を参考にやりたいということと言われた以上はですね、この内容を事前によく調べて、そして提案するのが当然だというふうに私は思います。そういう点でですね、先ほど言われました契約金額とか、契約期間についての問題が全国的にあるんですよ。これはですね、久留米の場合でもですね、46億9,000万円、大体ですね。契約期間16年間。宇多津町はですね、42億円で、契約期間20年間、なってるんです。ですからその期間は、その事業に丸投げと言いますか、渡してすべて責任持ってもらって給食を受け取るだけということになりかねないんですよ。ですから、そしてこの契約期間の間にお金も必要になってくるんですね、契約費、金額がいくらと。そういう点とか含めていけばですね、建設費の問題で、先日予算委員会的时候に、町で建てた場合20億円、そしてPFIの場合は16億円というようなこと確か言われたと思いますが、そういう建設費だけじゃなくて、それから後の契約金額、契約期間が縛られて、学校給食の安全とかね、そういう今度今原発問題で起きている東北のそういう食材など含めてね、調理したものが冷凍食品が入ってきはしないかと心配してるというようなことなども出て、保護者の方からもいろいろ言われているわけですよ。そういう点から言えば、もっと事前に調査もしですね、そして資料も用意しておくのが当然だというふうに思うわけですが。それともう1つはですね、新潟県の新津町ですかね、新津市ですかね。ここはですね、整備から給食運営まですべてを丸投げして失敗したと。丸投げしようとして失敗して、今頓挫してもう全然この事業をやるという話になってないということが出てる。これもホームページに載ってます。これひどいですよ。設計、建設、保守、解体だけでなく、給食調理も始め、献立

表作成、食材購入まですべて契約事業者が行う。学校は給食を購入するだけと、市はですね。いうことでまさに丸投げのようなPFI方式というのもあるんです。そこでは事業としてですね、やる以上は、こういう問題も含めてあるということがですね、ありますので、そして調理の内容もですね、幼稚園から中学校まで同じ献立表。味もほとんど一緒。何が違うかという量は違う。だから小学校から中学校までずっと同じような食事をですね、味付けも含めて食べさせられると。こういう子どもたちがどういうふうな大人というのですか、成長していく状況になるのかということで心配されてることなど含めてですね、載っております。そういう点ではですね、直営方式とこの自校方式も含めた、先ほど言いました中学校2つでのいわゆる親子方式のようなことをですね、含めて町での直営での運営を行っていくという方向でですね、あらためて検討もしていくということもですね、大事だというふうに思うわけです。そういう点で町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。田川議員のご質問は、町がPFIありきという方向で走っているというような理解ではないかと思えますけども、まったくそうではございません。PFIという方法もあるということについて、今年度調査をしよう。その上で町で建設するセンターがいいのか、PFIで建設させるセンターがいいのか。同等であれば民間活力を使ったほうがいだろうというようなことの調査を今年度いたしますということですので、そこら辺のご理解をですね、よろしく願いしたいと思います。なおかつ、そういったふうな調査結果については、議員の皆様方にも公表し、こういったことをございます。直営でやった場合はこうです。センター方式でやった場合はこうです。建設費についても直営の場合は、町が発注した場合はこうなります。PFIの場合はこうなりますといった具体的なですね、ものをつまびやかに皆さん方にお知らせしてどちらを選択するかということを決定していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

町長の答弁でいけば、学校給食検討委員会が出した内容で言われてるわけですから、私もそういう立場で今からいろいろ検討されていくということは、今まで12月議会、3月議会でも考えておったわけですが、予算説明のときにですね、先ほど教育長が言われましたように、PFI方式も含めて久留米の参考にしながらという



ことも言われてですね、その方向でいくということのほうが具体的な話として出された以上はですね、何もそうじゃくて今から考えて調査検討していきますということだけだったらいんですけど、そうじゃなくて資料も図に載ったPFI方式に至るまでのこの漫画といいますか、絵が載ったのをくれたりしておるわけですね。説明もそうされたんです。それでPFI方式とはと書いてあるA4の資料も、説明書もくれました。そういう点から言えばですね、その方向にいつているということしか考えられないんですよ。そうしたらもっと私が言ったようなことも含めて調べた上でやっぱり責任あるですね、町の子どもの学校給食の問題ですし、本当に真剣に取り組まれるようにですね、することが求められると思うんですよ。それともう1つは、災害問題含めて学校給食の東中と、例えば粕屋中の2つにあればですね、いろんな避難時のときの食料含めてですね、確保できるそういう場所としてもですね、できていくということがあるんですよ。ですから、今までゲリラ豪雨で多々良川からの洪水などで水害がですね、出てるという状況もある中で、1カ所だけでということなどはですね、非常に不安定な状況だということも当然あるんです。それは皆さんも認める場所だと思うんですよ。やっぱり箇所数が多いほうがそういう食材を含めた給食のですね、センターの役割も含めてが役に立っていくということになるわけですから、そういう点では貴重な税金を使って行う給食センターの建設のあり方としてもですね、もっと深く検討する必要があるというふうに思うんですが、あらためて教育長にそのことについてですね、再度答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ご意見ありがとうございます。学校給食が始まりましてもう20年、30年という月日が経つとるわけでございまして、一時期自校方式がいいか、センター方式がいいかということが全国的に話題になりましたが、今その年月を経てですね、お互いに欠点が補いつつあります。例えば、センター方式では、働く人の姿が見えないじゃないかと。今反対でございまして、学校給食で、給食室にですね、校長、教頭、入れません。検便をしてない。衛生検査をしてないので、学校管理職と言えども給食室に入れないわけでございまして。ところが学校給食センター行きますと、2階から窓越しに働く人の姿が見えるわけでございます。地産地消、自校方式は地産地消できるじゃないか。センター方式はできにくい。今は学校給食センターでも、粕屋町では地産地消、粕屋の米を大量に買っております。そういうことでずいぶん昔とですね、センターと、自校方式、メリットデメリットございましたけれど

も、そういう点で解消されつつあるということが1点でございます。給食の検討委員会では、事の発端は前町長が町に金がないと。20億、30億の金がないので給食センターを建て替える方法がないか検討せよということで検討委員会が立てられ、学校から、PTAの代表から、保護者の代表から集まっていたいで検討した結論が、粕屋町ではセンター方式でいくのが現実的ではないかという結論に立つとるわけでございます。それから、民間委託もこの時代の流れではないかという結論が一定出ているわけございまして、そのことを十分ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

時間の関係もありますが、自校方式のほうが福岡県ではですね、確か84%ぐらいあって、センター方式のほうが少ないとですよ。それで先ほども言いましたように、過疎化があっているところは合併してそういう学校そのものが縮小されていく中で、給食センターもこの際老朽化しとるからということで他の方法というものもあるかもしれませんが、都市化していきよるところでね、そういうこのセンター方式よりも自校方式のほうが増えていっているというこの学校給食調査の結果で出てることから見てもですね、そういう予算との関係で短期的に見るんじゃなくてですね、やっぱり中長期的にこの予算をして、そしてどうこれを維持していくかという方向を考えないと、後からも質問しますけど保育所の問題もそうですけど、公共施設そのものの維持管理というのが老朽化しててすべていろんなところで支障が起きている状況になっているわけですから、順番を付けて今後どうしていくかということなどもこの前予算委員会の中でも説明が財政の関係でありましたけど、いずれにしてもこのそういう点から言えばですね、一番大事な学校給食という点ではね、計画的に組む。そして先ほども言いましたように、契約料がですね、契約金額が40何億、50億ぐらいかかるというような、20年間、16年間なるわけですよ。そういう点じゃ毎年5億ぐらい出していかないかんですよ。3億、4億。そういうことから見れば、契約して、そして最後には20年経ったらもう終わり。で解体するということになりかねないんですね。そういうことから見たら、施設を管理して維持していくということなど含め、そして学校で建てたのを学校の子どもの数が減った場合にもその施設がね、地域でのそういういろんなものに使えていく、公共施設として。いうことに役だっていくと思うんですね。それは津屋崎でもそうやし、久留米の場合もそういうのはしてるそうです。それはただPFI方式ということの違いはありますけど、そういう施設を給食センターの上にそういうものをつくってで

すね、そして子どもたちが食事をするときだけじゃなくて使えるものにしていくという点では施設が不足している状況が町としても解決ができるということにもつながってくると思うので、そういう点での検討をです、再度要望もいたしまして、次の質問に入ります。

2番目は、安心して子育てできる環境づくりの将来計画の策定についてです。これは保育所、幼稚園など、就学前児童が今後は増加していくことが言われておりますし、待機児童を解消するための中長期的な計画は必要だということはこれは大川保育園のときでも、中央保育園のときでも今幼稚園でも関係の人たちからも要望が出ておるところであります。今年の保育所の待機児童が60人ということで聞きましたが、60人を超えている。その他に申し込みを諦めたり、認可外保育所に変えている人たちの子ども含めると300人ぐらいおると思います。認可外の数でも100人以上おりますので。そういう点から言えば、今後の粕屋町の出生数なども考えてみると、ここ近年10年ぐらいはですね、大体600人、700人増えておるわけですね。今年も700人超えたということを先日、原町の保育園の地鎮祭のときに町長も述べておられましたけど。そういうように出生率が増えて、そして施設が増えて、そして今後も20年後には4万8,000、5万人にもなるという粕屋町のこの人口の増加の傾向はあるわけです。これは町が出したですね、後期基本計画にもありますし、これは一貫していろんな資料の中にも載ってることですから、増加することは間違いのないと思います。そういう点で言えば、子どもも700人ぐらい、以上、この増えていくということになるわけでありまして、そういう点で言えば、今までのように保育所が足らなくなったらどうするかと。国の補助金を活用してどうするかということだけでなく、国から補助金もなくなることも含めて出てくる場合にはですね、町として本当に今後どういうふうな乳幼児教育の施設として、また小中学校の施設の問題もありますが、確保していくかということになると思いますが、その点について町長のこの計画の策定と検討についての内容について答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それではお答えいたします。保育所の待機児童対策といたしましては、安心こども基金を活用した民間の保育所を今原町駅裏に新しい原町駅前保育園というのを仮称でございますけれども建設中でございます。これは民間によりまして建設をされております。定員が120名ということでございます。先ほど田川議員がおっしゃいましたように、本年度の出ました待機児童約66名、今現在のところ66名だそ

うでございます。そういったところもございますけども、全部で今これができあがりますと町立、それから私立合わせて7園になります。ここ何年かはなんとかできるのではないかといいふうには思っておりますが、先ほども次の質問でも出てきますが、「子ども子育て新システム」というのが今国会に上程中でございます。そういった中で、今後の、昔幼保一元化と言っていたものが、子ども園と、総合子ども園という形にもなっています。これはこういった仕組みでこういった構成でできていくのか。また補助金等がこういった形で出てくるのかという問題もでございます。粕屋町は幼稚園も4園を直営で持っております。そういったところも含めてですね、今後の子どもの増加に伴う中長期計画を国会の推移を見ながら、来年度から作成をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

いままでもこの問題については、この趣旨での質問も私もしてはきましたが、なかなかプランが立たないという状況が続いておるわけですね、計画が。これは国の補助とか、国の制度の問題とかがどうなるかということとの関連はあるかと思えますけど、しかし町独自でどの方向にいくかというのはですね、持たなければ町民は納得できないし、不安になるということだと思えますよね。先日、保育所とか、幼稚園、子どもの言葉の教室の人たちとお母さん達と話もしましたが、いつも出てるのはですね、町がもっとリード、そういう点での将来設計含めて。若い人たちが粕屋町において、子どもの教育、そして今後どういうふうに育てていける条件があるのとか一番の関心なんですよね。そういう点では、今いろんな計画プランを出して町でもしてるわけですね。道路の問題とか、建物の問題含めて、あります。そこに当面こうしますということではなくて、今から10年、20年増えること間違いのないわけですから、子ども達含めて人口も。その方向の政策プランが必要だと思えます。そこんところから見ればですね、待機児童ができるとか、保育園に入園できないというときに、話が町のほうで言われるのはですね、結局出生数がなかなかつかめないと。ああ、今年はちょっと多かったなというようなことで不足をしていく、保育所入所ができない人たちが出るということなどが言われてるんですね。じゃそのときに出た1つの案として、私もなかなかいいことを指摘されたんですが、保護者の方からですね。結局町で健診をするときにですね、子どもが生まれてる数はわかってるわけですね、健診するから。そのときにアンケートを書いてどこの町内に住んでるかということなど含めてですね、集約できるアンケート

をつかっていけばもっとそういう町の、住んでる人たちの子どもの状況から見て、保育所はこの周辺は足りないなとかいうことなどがわかるし、そうしたら待機児童が出ないようにどうするかということなども考えていけると思うんですね。そのときに保育園がなければ保育するところがないということではなくて、そうしたら公民館とかいろんな空き施設のところをどう使ってですね、公共施設の中で子どもさん達を預かるか、臨時の保育所、保育士もつくるということなど含めてやるようにしてですね、受け入れてほしいということもやっぱりあるんですね。そういう方向性というのがやっぱり必要なんですよ、町としては。そうしないと結局待機児童ができた。どうしようもないということのね、町に対する何もしてくれないというようなことにしか表れてこないというところがですね、ありますので、私はそういう計画も含めて、先ほど町長が言いましたように、来年度からもそういう方向性進めていくということですが、早くですね、この計画を立てて取り組むようにしていくように要望したいと思います。

それともう1つは、去年ですね、町の保育所の関係の正職は4人に1人ということでクラス担任が非正規職員、嘱託とか、臨時という人たちがおったので改善してほしいということと言って改善されてきたようですが、例えば仲原は25人で8人、去年はですね、いう状況の職員数です。それで、同じ条件で働いている人達の非正規の嘱託とか、臨時の人たちの雇用とかも労働条件を、賃金も含めて改善していくことが大事なんですけど、町のですね、今後の保育所の維持経営、そして、保育の内容を系統的に豊富なものにしてつないでいくという点からもですね、正職の保育士を増やすということが求められるんですが、その点についての、今年ですね、3人増えたということになってるわけですが、今現在で、正職の数の比率がどういう状況になっておるのか、これはちょっと増やしてほしいということも含まれてありますが、資料としてあれば回答してもらいたいです。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

田川議員の質問に答えます。非常に保育所の職場、適齢期といいますか、子育て、それからそういった結婚とかいう年齢の方が多くて、出産による休暇、休職ということでなかなか定員がつかみにくい状況にあります。来年度退職される方は、今現在おられません。しかし、そういったことで休んでおられる方がおられますので、計画的に定期的に職員については、来年度も、今年度3名を入れました。来年度も定期的にまだ数については発表はいたしませんけども、数名の職員の採用をしてもらいたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

これはですね、退職する人がおるから補充するというやり方がこの頃ずっと続いてきたみたいですよ。そういうふうには話を聞いたのですが、結局退職する人を補充するというだけで言えば、この先ほど言いました4人に1人の割合での保育士しか正職員はいないというのが続くわけですよ。それで、今から後で質問もいたしますが、国会で審議されてます新システム、子ども子育て新システムの内容についてもですね、最低基準の緩和も含めて今度行われるということなどあって、1つの教室の広さの緩和とか、それとか子どもを増やすということが受け入れていいというようなこととか含めてですね、生まれてくる状況になってくるんですよ。結局そのことになれば、保育室の中における子どもの数の率が増えてですね、そして正規の職員じゃない非正規の職員の方が行うということなどが率が増えてくるわけですね、対応する率が。子どもの数が増えていくということなどあるわけ。これは今度地方分権の関係で自治体に対してそういう基準をつくるようにということなどもあって決まってるようですが、そういう点ではですね、町としてこのところは保育所の児童数の問題とか、それとか保育室の面積の問題とか含めてですね、職員の数とかいうのも含めて今の状態から後退しない方向の基準をですね、町としてしっかりつくっていくという方向をしていくためにもですね、先ほど言いました中長期の保育所の老朽化した施設の建て替えなど含めたですね、ものを方向性をですね、含めていくということが必要だと思います。それともう1つは、これは部長のほうでわかれば報告してもらいたいですが、今児童福祉法のもとで待機児童50名以上の特定市町村については、整備計画の策定が法的に義務づけられているということを知りましたが、これは粕屋町の場合は60人のところ66人ですから当然そういうのは策定されてると思いますけど、そういうのの資料というのは出てるものなんですか。それについて。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

今言われたとおり、50名以上については報告書を出しなさいというふうになっております。粕屋町としては、先ほど町長が申しましたように、新しい保育所を建てるということでその新設という報告を出しておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

それは、私たちではこの資料というのは今までもらったことないんですが、これは今年だけじゃないと思うんですよね。今まで60人以上というのはずっとこの頃起きてたわけですから、待機児童がですね。それは今までの分も含めての計画などが当然あると思いますので、これは後でも資料をですね、いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

この資料は県に出しておりますのでちょっと県と確認して、出せるものか出せないものか聞いて、出せるものならお出ししたいというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

次に移りたいと思います。先ほど町長の答弁の中で言われました、私も話した点で、国で、国会今審議されてます子育て新システムの件についてですが、町長は先ほどの見解を述べられて点もありますが、これがですね、今日本保育学会がですね、この新システムに対する疑問としてですね、8つ出してるということがありまして、私もこの保育学会というのがどういう団体なのかというのを非常に興味がありましたので、資料も、これはインターネットで見れば出たので見ました。この中でですね、この日本保育学会というのは、1948年に創立されて60年の歴史をもって約4,800人の会員ということで、乳幼児の実践者と研究者が協力して保育研究を行う社団法人で、日本最大の学術研究団体ということでした。その団体がですね、この新システム法案に対して今後良質な保育の制度、政策を考える上で極めて重要な問題であり、学術研究成果に鑑み感化できない近々の課題、問題として判断したので見解をまとめたということであるんです。これについては、内容はいろいろありますが、ちょっと時間的に全部を説明するということになりませんが、この中で私がこの問題についてですね、最大の問題と新システムについてをどう見るべきかということについてですが、今までですね、現行の児童福祉法では、市町村の責任がですね、保育所の実施責任義務としてあったわけですが、これが削除されて、公的責任がなくなると。そして保育にかける子どもを入所させる責務や

直接的に待機児童と1人1人を把握する法的責任がなくなるということが第一番目にあるんですよ。ですから、町は、国ですよ。金は一定出すけど、それは出すけど、保護者に直接渡すようなやり方ということがあったりして、ですから町としてはこの今からそういう、この新システムが入っていけば新しい企業などが参入してきて、その保育所に対しては一言も口出しできない、いう条件になってくるわけですよ。そして、先ほど言いました保育所の待機児童が出るということになって何ら関知しないでいいと。直接保育所に申し込みに行ってくださいと。あなたの収入は15万なら15万だから、これだけの基準の認定度ですよというような内容のものが渡されて、自分で直接保育所探して回らにゃいかん。そして行ったら、ここはいいなと思ってその保育所に行ったら、これは10万円ぐらいかかるからあなたは3万円ぐらいしか出しきらんから入れません。門前払い。というようなことなど金額にはいろいろ違いはありましようが、そういうことなどが生まれるということが言われてるんですよ。そして今まで厚労省と文部省だったのが、これに内閣府の子育て子ども園の関係が入って3つに分かれる。そして事業内容が4種類になってですね、施設が種類が10から11パターンになる。いうことでまったく子供を持つ親は怒濤に迷うというのですかね、どうしたらいいかと。あっちに行ってもこっちに行っても駄目。働くところもない、探せない。こういう状況になるということで保育学会もこの問題についてのもので、意見を述べてるわけなんですよ。そういう点と、福岡の保育協会の会長さんがですね、このことについても述べてあるんですが、新システム、万田康さんという人。保育協会会長さんですよ。新システムは規制緩和によって保育に営利企業の算入を促すものです。それが子ども達にとって利益になるのでしょうか。保育は児童福祉です。子どもの育ちと保育で儲けを生み出す仕組みは相容れません。営利企業が保育に入ってくると子ども中心の保育はできなくなると。私の最大の懸念ですよということで語ってありますね。そういう点では、こういう点から見てもですね、この新システムが今国会でも慎重審議ということではいろんな各政党の方もこの集会に参加して、この新システムについてはですね、問題だということなどが取りざたされてきておるわけです。12月議会でも、粕屋町としても、この子ども子育て新システムについての意見書を議会としても採択して国会に出します。そういう点からいえば、先ほどの長期計画、中長期計画と併せてですね、今後の保育所、乳幼児のですね、こういう問題についての対策が求められるというふうに思うわけですよ。そういう点で町長の見解を一言お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。



◎町長（因 清範君）

待機児童の解消、質の高い幼児期の学校教育、保育の提供、地域の子育て支援の充実を目的とした子ども子育て新システムについての質問でございます。社会保障と税の一体改革とともに、子ども子育て新システムの関連3法案が子ども子育て支援法案総合子ども園法案関係法律の制度案として国会に提出され、現在審議中であります。いずれにしろ法案が成立すれば法に沿って3法案の趣旨でありますすべての子どもの上質な生育環境を補償し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的として子ども子育て支援関連制度、財源を一体化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るを実現していかなければならないと思います。しかし、財源である社会保障と税の一体改革大綱の消費税との関連があり、なおまだ不透明なところもございます。そしてもう1つは、この子ども子育て新システムというのは、700ページに及ぶ膨大な関係法案のようです。まだ町の方にもそういった内容は何も資料来ておりませんし、説明もございません。ここに持ってありますけども、これはインターネットから出したもので別に県の方から説明があったとかいうことでもございません。でございますので、今国会審議中でございますのでいろんな不安とこの日本保育学会から出ております8つの問題点とかがございますけども、今審議中でございますので、悪いところは修正されてそれなりの法案になろうかと想います。この法案を今のところ見つめていく以外にないと思いますし、この中で私が、個人がシステムについて町長の見解をどう思うかというご質問を受けられても、良いとも悪いとも申しませんので、その分のコメントは控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

引き続きこの新システムの問題と、子どもの乳幼児の教育の問題については質問なども行っていきたいと思えます。時間の関係もありますので、次に移ります。

3番に、安全安心して住み続けることができるまちづくりについて。犯罪防止のための防犯灯や街灯の増設、調査計画の問題。お年寄りや子どもが安心して歩けるための通学路や歩道の問題。これは3月の議会のときも出しました。長者原下区、内橋3区の農振地域の場所の道路の街灯の問題です。区長さんも役場に相談に行ったということですがそのことについてと、もう1つは、粕屋町の場合は、朝夕非常にラッシュが多い。車が多くなっているという状況です。原町駅から中央保育所の

前を通過して伊賀駅につながる県道についても、今まで何度も要望が出ておったわけですが、このことについての対策についてですね、お尋ねをいたしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

1点目の防犯灯や街灯を増設することの調査と計画の進捗状況ということで、具体的に長者原、内橋付近の防犯灯の状況はどうなっているかと、進捗はどうなっているかというご質問だろうということでお答えさせていただきます。バス停の変更によりまして、坪見のバス停がなくなって、今度新しく青洲会前にバス停ができたという関係で、地元の関連区長さんと関連農区と申しますのが、今防犯灯が手薄なところがちょうど農地に面しておりますので、農作物等の影響も心配されますので関係区長、関係農区長で協議を進めていただいておりますのでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

ご質問の2点目でございますが、県道伊賀仲原線につきましては、一部歩道がありますが、全体的に見ますと歩道の設置ができていないところが多く、歩行者に大変御不便をかけているのが現状でございます。この県道は、同じく県道の福岡篠栗線、また筑紫野古賀線など町内にあります主要幹線道路としての県道ではありません。地域の生活道路としての役割を果たしております。そのため周辺に家屋や店舗が建ち並び、用地買収や物件補償が伴い、歩道設置は非常に困難を要するところがありますが、今後も歩道の設置はもちろんのこと、生活道路であるためその整備について管理者であります県に要望していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

防犯灯の件ですが、農区の方と区長さん達の話を進めてるということですが、これは長い間このことについて同じ回答なんですね。結局稲作に影響があるということで難しいということなんですが、ここは農振地域ですから、この農振がいつ外れるのかということも含めてあるわけなんですよ。ですからこれがずっと続かならばずっと暗い状況になるのかというのが非常に心配が生まれてきてるし、そういう点

で早く見通しを立ててもらいたいということでもあります。それで、街灯の内容については3月議会でも言いましたように、粕屋中学校のところの農道のところは、歩道の真ん中を照らすやり方でやってるんですね。ああいうことも含めて全国的にもそういうことの例があると思いますので、もっと積極的に設置できるためにどうしたらいいかという方向です、検討して、いわゆる関係者に説明もしてですね、理解をしてもらうという方向を努力してもらいたいというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。再質問はございませんが、質問については答弁をお願いします。田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

おっしゃいますように、例えば先ほど申しました坪見地区につきましても、今月初めの区長会のあとで、関係区長さんに集まってお聞きしたところでございます。先ほど申しましたように、いろんな関係の了解といたしますか、了承が必要ですので、もう少し最終的な詰めに時間がかかるんじゃないかというふうに考えております。粕屋中学校の分につきましても私がお聞きしてるのは、これも今付いてる部分があるけど、まだ不足するというところで・・・。

◎3番（田川正治君）

いやいや違うです。付いとるのを例にして、付いとるのを。時間なんですね。今後また直接話をですね、進めていきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

（3番 田川 正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

7番、本田芳枝議員。

（7番 本田 芳枝君 登壇）

◎7番（本田芳枝君）

7番の本田芳枝でございます。通告書に従って質問させていただきます。

最初は、子どもの人権侵害についてでございます。教育長にお尋ねします。去年の夏、ある学童保育所で起きたことをもとに、粕屋町の教育委員会事務局の事務を総轄、指揮監督される教育長としてのお考えや対応についてお尋ねいたします。この問題については、3月の一般質問で田川議員も質問されました。調査しますというお返事でしたので、その後、事実確認に伺ったところ、私が把握している内容と大きく異なり、以後、この問題が頭から離れません。内容は、ある学童保育所の教室で長期休み期間中に言うことを聞かない子ども達を悪い子として対応した事例についてです。やりすぎた面があったのですぐ改善するように指導したとのことでし

たが、その根底にある事実確認がきちんとなされていなければ誤解が誤解を生み、全然質の違う対応になると考えます。教育委員会はこの問題について、なぜそのようなことが起きたのか、その対応のどこがやりすぎだったのか、事実関係、原因を明確にして二度と再び同じようなことが起きないように調べるべきだったと考えます。私には子どもの人権の侵害があったのではと思われませんが、教育長の見解はどうなのでしょう。子どもにかかわる大人の問題意識の向上のために次の質問を用意しました。まず1、事実関係の究明に関しての説明を求めます。学校教育課による最初の報告では3日間でした。違うのではと問うと、後日の報告が1週間になりました。指導員、親、子ども達への調査はどのように行われたのか、その説明もお願いします。

2番目、なぜ起きたのかの分析はすでに行われていると思いますが、その説明を求めます。

3番目、指導員、教育委員会の研修体制について。今のような体制で今後どのようにされるお考えでしょうか。4、昨年12月で廃止された念書は今どうなっているのか。5、中央小学校の学童保育の施設について、すぐに建て替え、あるいは新築できないというのは関係者すべてわかっています。だからこそなおさら他の施設に比べて劣悪な環境にあるこの施設に何らかの支援が必要と思われれます。そのことへの配慮は。以上の5点をお答えをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの本田議員のご質問にお答えをいたします。昨年の夏休み、学童保育の事例でございますが、夏休みはご存じのとおり学校は休みでございますので、朝午前8時から午後6時まで最長延長保育をいたしまして午後7時まで約11時間学童保育で子ども達を預かることになるわけでございます。当然子ども達は暑い中、注意力、集中力というものは長く続くものではございません。夏休みですから学校から家庭から気持ちが解放され、いろんな事件、事故も多く多発する傾向でございます。学童保育所におきましても数名の児童達が指導員の注意に従わなくて、それが全体に波及し、教室全体が混然とし、收拾がつかないことも何度か起きたという報告を聞いております。その対応として、注意に従わない子どもを指導員の机の近くに集め、教室の沈静化に当たったということですが、それでも注意を聞かない子どもはドア付近に名前を張り出し、注意した回数を正の字で書き出し、抑止効果を図ったというものでございます。悪い子どもということで名札を付けたというそういった事例はないということでございます。これについ

ては指導員から直接担当が聞き取り、名前の貼り付けを1週間程度行ったと聞いておりますが、即刻担当職員が注意をし、今このようなことはあっておりません。現在の学童保育の状況ですが、大きなトラブルもなく、安定した運営となっているというふうに聞いております。

2番目のなぜこのようなことが起きたかということでございますが、子ども達は学童保育は家庭と違う、学校と違う、別の生活集団の場として子ども達は捉えているようでございます。保護者の仕事が終わりと、迎えに来られるまで怪我もなく、事故もなく、安心安全に預かることが学童保育の基礎でございます。一方子どもは学校、家庭と違い、拘束力はないためにある意味自由奔放な開放された場となっております。そしてここで働く指導員の方々は子どもの健康上の異常の有無や学習や遊びの監視、なにより怪我をさせないようにするため指導や注意で大変な苦勞をしております。1回、2回の注意で子ども達が従ってくれば名前を張り出すようなことはなかったと思いますが、指導員の対処の仕方について相談を受けるサポートするシステムがなかったのではないかと考えられます。

3番目の指導員、教育委員会の研修体制についてでございますが、県下で学童保育の指導員研修会というのがありまして、昨年は新しい指導員5名の方の研修会参加を見ました。参加費は2,000円ということですが、学校教育費、学校教育課の方から出してしております。指導員の役割とか、保育能力の向上のためには、指導員の研修は欠かせないものと考えております。本年度は昨年以上の専門の機関への研修参加を行うとともに、教育委員会においても指導員の研修を計画したいと考えております。また、サンレイクの事務室の向かい側にあります教育相談室の方からも学童保育の巡回や事前の教育相談を行うこととしております。

それから4番目の念書の影響についてでございますが、昨年度まで学童の入所希望者の保護者の方には申し込みに当たり保護者に設置条例の遵守や、また確認する意味で1つ、往復途中の事故の責任について。2つ、保育時間中の責任について。3つ目、入会の取り消しについてについて念書を取っておりましたが、条例化された規定でございますので、念書を取るのも法的根拠がないということで本年度から廃止をしております。なお24年度申し込み分として、昨年の12月に申し込みを受けた保護者の方々には念書を返還をしております。

最後の5番目の中央小学校の学童保育の施設についてでございますが、ご承知のように、中央小学校学童保育はA、B、Cという3つの教室を使って今保育を実施しているところでございます。開所以来、体育館の2階ピロティというところを利用した施設運営でしたが、入所希望者が年々増加をしております。・・・と一般教室などを加え、現在3教室の編成ですが、学童の専用施設がないために専用施設の整

備をしてほしいというご意見は毎年いただいておりますし、教育委員会としても大きな課題の1つでございます。現在のところ、普通教室を今年8教室建てましたけれども、学童専用施設を建てる用地を今検討中ではございます、何とかならないかなというのが私の今の現状でございます。よろしく願いをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

5分経ちましたね。時間がですね、限られていますので私も明確にしますし、答弁も明確によろしくお願いいたします。時間配分がちょっとうまくいくかどうか心配でございますが、それでは再質問に教育長に対していたします。

まず1番と2番を特に申し上げます。実はその教室の一部で、保護者において学童保育所のその教室の現状についての意見を取りまとめておられます。先ほどの悪い子のグループにいた子ども達の親もいるし、そうではない親もいます。その内容を教育委員会は10月の時点で把握していたにもかかわらず、事実関係に関係者を集めて究明及び改善しようとされた様子がありません。その中には、これは確実に人権侵害に当たると思われる記載が数箇所あると私には思われます。例えば、悪い子と称して名札があるというふうなことは聞いていませんが、悪い子の班をつくっています。指導者の言うことを聞かなかった。大きな声でしゃべったりして注意しても言うことを聞かずに反抗するような子ども達の班です。ある日は、指導者がお弁当も1人で食べさせ、仲間はずれにしたと親に報告しています。悪い子という曖昧な大人の都合による表現では子ども達は納得しないと思われ、この悪い子という表現も明らかな人権侵害ではないでしょうか。その結果、訳が分からないまま理不尽な中で毎日を過ごす羽目に子ども達はなりました。しかも毎日ですね、今日悪かった人として名前を表に列記し、その回数を正の字で表し、入口の側の壁に貼って関係者すべてに見えるようにしておいたということが聞き取りでわかっております。子どもは仲間内同士での競争心が強く、名前を出された子どもはプライドを深く傷つけられたことになったことは容易に想像できます。何人もの親子が傷つきました。以降、その傷を引きずった子どももいます。しかも反省カードをつくって子ども達の身につけさせたこともあったようです。私はこれも人権侵害の疑いがあると思います。すぐに調査をすべきでした。この問題の根底にあるものを解明しないと同じ事が再び起きると私は危惧しています。学校教育課は、悪かったからすぐ止めさせたと言われますが、それでは何の問題解決にもならないし、むしろそれを隠す方向に向かいます。子どもは自分の思いを表明できる場を持ちません。大人の配慮が必要です。指導員、学

校教育課の職員が、人権にかかわる問題だと気づいていないのなら、教育長、あなたがそれを指摘し、指導すべきだったと私は考えるのですが。教育長としてのこのことへの見解を、子どもの人権に係る行為としてのこの問題をどう受け止めておられるのかを、それをおっしゃっていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私が常々考えておりますのは、学童保育所、あるいは子ども達の指導についてもですね、保護者の方と指導者の方の信頼関係がないと教育効果、あるいは保育効果はないと考えております。そういう方向で教育委員会としては進めていきたいわけですが、こういったことが夏休みですね、起こったということは非常に残念です。子ども達にとって悪い子どもはいません。みんな素直な良い子だろうと思いますが、暑い中、走り回る子ども、「誰々ちゃん、こっち来なさい危ないから、ここ座わんなさい」って言うのも当然ではなかろうか。それを見て、体罰だ、人権侵害だというのちょっと私の口からは捉えておりません。指導の方法のあり方があるということでございます。具体的な子ども達とか、保護者の方のプライベートなことはここでは申すべきではないし、最初に議長から話がありましたように、学童保育の運営について一般質問を受けたいと思いますが、個別の子ども達に対しては大所高所からの質問をお願いしたいということでございますので、教育委員会としても学童保育の運営施設環境についてこれから努力をしていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

私は、この問題は最初学童保育所ということで項目を上げておりました。ところがあとで申しますが、教育長のお考えがそういうふうにはどうもその観点からではお話しができないのではないかと思い、あえて人権侵害についてということで出しております。私が言いたいのは、個別のことで言えないとおっしゃいましたが、すでに父兄はこのような意見書を出しておられます。この時点でもうこれは個別ではなくなっております。例えこれがですね、本当かどうかわかりませんが。保護者が出しておられるから。でもこういうものが出た以上ですね、やっぱり関係者というか、特に教育長はきちんと調査をすべきではなかったでしょうか。その調査をした上で、判断をされる。ところがその調査がですね、私には何い知れないというか、その辺のところをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいま本田議員がお示しいただきましたご意見書ですね、読まさせていただきました。しかし、私の目から見ますとかなり感情的で、私その場に見ておりませんので言いませんが、個別なことは一般教育委員会に出すべきでないし、議会でも出すべきではなかろうというスクールソーシャルワーカーからのご意見をいただいておりますので、この場では個別的な問題は出さないほうがいいと思っております。学童保育のですね、条件整備について教育委員会では検討していきたいと思っておりますし、この件につきましては、その当時、担当から聞いておりますので適切に指導があったものと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

個別の相談は受けるべきでない。それから感情的になっておられると。親は感情的になります。それは私は昨年こういう話を、一連の話を聞いておりましたので、一応側から様子を見ていましたが、担当者が非常によく頑張っておられます。この担当者は私は予算のところでも高く評価しているというふうに申し上げます。ところが彼は一般行政職です。子どもの教育に関する専門家ではありません。だから私はその時点で、教育委員、それから教育相談士の先生方、ソーシャルワーカーの方達が関わっておられることを知っておりましたので、私はそのことに関しては控えておりました。ところが4月以降ですね、教育委員会に私が・・・質問があったあとにお尋ねをすると、明確なですね、調査もされていない。把握の仕方もどうかと思われるようなことが次々に表に出ました。私は県の児童人権課とか、法務局の相談にもいろいろ電話をしましたら、その当時11月、10月の時点で何名かの保護者がそういうところまで相談に行っておられます。これはですね、個別ではありません。どうしてその個別ということで問題を簡単に終わらせられるのか。その辺が私にはわからないんですが、教育長としての見解、1人の教育をする、そうですね、もう教育長はずいぶん長いこと教育職に携わっておられますし、私どもは教育委員会の教育長としてと教育長をお迎えしているのはそういう意味があって来ていただいていると私は思っているの、その辺の教育家としての専門的な立場からこの問題を把握し、大きくなならないうちにですね、問題が引きずられないように去年の時点でこういう、例えばこれを



ですね、保護者が出すというのはものすごく勇気がいるんです。保護者が出すのではなくて、例えばそういう声が出たんだっただらすぐにもですね、保護者と子どもと、それから指導者、集めてですね、それぞれ話をする。そういうところにはじめてですね、先ほど信頼関係がいるということがありましたけれども、信頼というのは生まれるのではないんですか。その大元をですね、私は教育長にご自分の立場で指導するなり、ちゃんとしてほしいと思っておりましたが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

おっしゃるとおりでございまして、信頼関係が大事ということですね、保護者もご努力をしていただきたいし、指導者も保護者と信頼関係を結ぶようにご努力をお願いしたいというのが教育委員会としての立場でございまして。指導者も保護者も完全な指導力を持っておりません。お互いに長所短所があると思います。指導のまずいところをですね、人権侵害だ、体罰だと言って教育委員会に持ち込んだり、議会に持ち込むのはいかがなものかと思っているわけでございまして。学校で言いますと、子どもの取り扱いで非常に問題があった場合はですね、担任とか、学校の校長先生をお願いすることとしておりますし、学童保育の問題は指導者と保護者の信頼関係が崩れたときには、担当が行って修正をするということにしていきたいと考えておるところは一緒でございまして。ただ、保護者もですね、うちの子どもが走り回りますのでどうぞ怪我をしないようにびしびしやってくださいという感謝をする保護者はたくさんおられますが、いったんこじれてきますとですね、傷を大きくしたくないと。信頼関係が大きく大きく傷をおって一番迷惑するのは子どもでございまして、そういう観点から指導していきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

まず内容を簡単にしましょう。このあった期間がですね、最初は3日という報告を受けております。それで私が把握しているのと違うので指導員の方に聞いてくださいとお話しをしましたら、指導員の方かと学校教育課の担当者が話をしておられて、その報告を受けた時点で1週間になりました。ところがですね、この意見書の中、それから私があと聞き取り調査をしましたらおよそ夏休み間中なんですね。ただこれは明確ではありません。だからこそなおさらですね、調査をし

ていただきたいと思っています。あとでそのことは申し上げます。

次にですね、時間があまりありませんので研修体制について申し上げます。学校教育課も指導員の指導の行き過ぎと気づいておられたようですが、具体的には何の手も打っておられません。それぞれの家庭教育の問題として考えられたようですね。またここにも大きなボタンの掛け違いがあるように思われます。教育長は小学校の先生をされておられました。ちょっとこくどくなりますね。ちょっと聞いてください。6歳から9歳くらいまでの子どもの心の発達、行動に関しては一番の専門家のはず。そのあなたは私の知る範囲では具体的なアドバイス、指示は何もされていないように見受けます。この一般質問通告書の内容もこういう書き方でいいか、私なりに悩みました。訂正の締め切りが5月30日まででしたので、確認のために5月29日に指導主事の先生と教育長に今後どう対処されるのかを尋ねに行ったとき、「何が問題なのですか」と何の問題もなかったように話されたときは正直驚きました。問題にするこちらの見識、感覚がおかしいのではと自分の判断を疑い、それでそれぞれの関係機関、子どもに接する仕事をしている人に思いあまってこの話をしましたところ、皆さんとてもびっくりされ、あり得ないという感想を述べられました。子どもたちのことを異口同音に心配してありました。子どもが言うことを聞かないのは日常茶飯事、ましてや放課後や夏休みでしょう。それを上手に対処するのが大人の役目と指導員の研修の必要性をどなたも強く解かれました。近隣の自治体に学童の指導員として勤めている知人に尋ねたところ、そこは年2回、9月と2月の研修は全員参加、その後レポート提出は必須の条件ということでした。粕屋町は先ほど予算をとって、今年はさらにそれを充実をという計画をしておられますが、予算の内容は変わっていません。研修のための予算は一応組んでありますが、昨年の受講生は、大川も入れて40名中5人です。私は自分にも学童の研修が必要と思い、2月に受講してみましたがどなたも参加してありませんでした。このことに関して先ほど研修が必要であったとおっしゃっておられますが、教育長はどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

研修の重要性が問われておりますが、指導員のですね、資格でございまして、聞くところによると教員免許、保育士の免許を持つてるほうが望ましいというふうには考えておりますけども、必ず教諭とか、保育士とか、そういった免許を持たなければならぬというところまではいっておりません。研修についてですが、現在指導員が36名おります。その中で研修を受けてない人が3人ほどおります。1回受

けて、毎年受けることは、おりますけれども、1回以上受けた人がたくさんおるといことですね。ですから、そういうことで今年は5名、去年も5名ということで予算を取っているところでございます。ただ、そこではですね、県下の指導研修内容ですので、粕屋町の学童保育の現状に立った研修が必要ではないかということで、従来は代表者2人を呼んで代表者会を持っておりました。そのことも検討していきたいし、こういった問題が起きたので、夏休み前に研修会をしようというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

一度はされていると思います。指導員になって。だけど近隣の町では毎年2回必ず受講するという、そういう体制が整っています。今、いろんな意味で指導体制というか、研修は盛んです。子ども達も環境が今いろいろ変わっています。そういう中でスキルアップをする。あるいは子ども達のことを考えるという意味で研修はですね、毎年全員必要だと私は思っています。

それから次の念書のことですが、次に行きます。昨年保護者より、これはだいぶですね、教育長とおっしゃることが違うんですけど、保護者より学童の募集要項に念書を提出とあるが、どういうことかという問い合わせがあってはじめて私が調べて、そしてその内容をですね、入所を取り消されても異議はありませんという内容に印鑑を押すものでしたので、私はこれはちょっとおかしいと思っています。いろいろ調べたら、近隣、あるいは全国でもこういうのは例がないんですね。それでびっくりして12月に申し入れをいたしました。直ちに停止はされましたが、2、3年生の保護者、先ほどお話しもあったように1年生の保護者にはそれは提出の義務はないんです。ところが2、3年生は提出をされているんですが、返してある分と返してない分と現場は様々です。最近もまだ撤回されたことを知らない指導者がいました。だからどういう意味でこれが必要で、なぜこれを撤回して、そして現場の皆さんにも保護者にもですね、その辺の説明が私は必要だったと思うんですが。昨年10月にアンケートをまとめられた時点でなぜ保護者はですね、立ち上がらなかったのか。その理由がこの念書ではじめてわかりました。念書の存在が大きいのです。入所をもし取り消されたら預けるところがなく、親の就業にも影響が出ます。それで親は運営に口出すことは控えざるを得ないところがあるようです。今回も複数の方が心を痛め、いろいろ動かれたようで、各関係機関、県の人権課、法務局の子どもの人権110番などの相談もされたようで

すが、私が相談をする前にですね、去年11月しておられます。結果はまとまった動きには至らなかったようです。ということで、その念書に関して教育長のほうからお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今、担当課長に聞きました。全部返還しているということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

担当課はここでそういうふうに言います。でも現実にそれを調べていただかないと。そしてなぜこれを撤回するのか。必要なものをなぜ、必要なものだったらそのまま置いておけばいいでしょう。そういうですね、事務的な取り扱いをきちんと指導者にも親御さんにも話をされる。そのことが信頼を生む大事なことなんではないんでしょうか。私はそう思いますが。

次に、5番目のですね、中央小学校の学童保育所の施設について。大川小学校の学童保育が昨年より予算を300万円増やしておられますが、1年間の運営の結果でしょうね。ところが、中央小学校の学童への予算措置は特別なものは何もないようにみえています。あそこはですね、前回も田川議員も言われたように、非常に大変なところです。それへの配慮は教育長としてはどう考えておられるか、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

中央小学校の学童は非常に厳しい状況にあるということは承知しております。1つ目は、A教室が体育館の2階にあるということ。広いのは広いんですけども落ち着かない。それからクーラーが4台ありますけども、ほとんど2台は効きが悪い。特に夏休み、暑いのにそういったクーラー施設、暖房施設が効きが悪いということを知っておりまして、改善する必要があるということを感じております。何とか専用施設を建てたいなということは先ほど申しましたように、場所がですね、空間が町長部局といろいろ検討を進めておりますが、今のところこれとした案がないところが本当悩みでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

教育長と今ずっとお話しをしていましたが、実は田川議員がですね、一般質問でされた内容に町長にもそれをされていまして、そして町長も調査するということを言っておられます。町長はこの問題に関してはどのようにお思いでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

中央小学校の学童保育の問題。

◎7番（本田芳枝君）

それと悪い子のことについての、今日悪かった人というふうにした、そういうことすべて含めて調査しますというふうにこれで述べておられます。

◎町長（因 清範君）

悪い子の問題は教育委員会のほうで調査し、今教育長が述べたとおりだと思います。まだ調査が足りなければ、足りないところがあれば再度調査をいただきたいと思います。

それから、学童保育の問題ございますけども、他の学童保育の場所とは違っていて大変劣悪な状況であるということは認識をしております。そういったところで今適当なところはないかということで周辺の用地関係をですね、今調査をしているところです。できるだけ早くそういった方向で学童保育ができるような体制を組んでいきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

お金がないのですからあらたに場所を探したりするのは非常に困難だと思います。だから今ある環境をいかにしたらいいか。つまり学童保育所ですね、施設の状態をよく見られてですね、私も何回か行かせていただきました。まず冷暖房の施設がですね、どうも古い。それで今担当課に言って話を、調べてもらっています。それから、体育館で遊ぶ時間が20分ぐらいしかないんです、普通、1日のうちで。それも何かおかしいなというふうに思っています。子ども達が学校から帰ってきてほっとした状況の中でやっぱり楽しいこと、いろんなことをしようと思ったらあれもないこれもない。そして指導員から叱られる。しかも夏休みの朝8時から夕方7時まで。これではですね、どうにかなります。だからその辺を他の学童保育所とは違って手厚い配慮が私は必要だと思っておりますが、今後のことにいたしま

す。それで今一番ですね、問題なのはこういう事実があったかどうかを教育長はですね、私の答えに明確に答えていただけていないと思いますし、前回でもですね、学童保育は厚労省の管轄で、自分のところ文科省ではないというような発言をなさっておられます。けれども子どもの人権ということに関しては、厚労省もですね、文科省もないわけです。粕屋町の子ども、心豊かに子どもが育つ。そういう状況の観点からですね、この調査をですね、お願いしたい。教育委員会をお願いしたいと思っておりますが、教育長いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

先ほども申し上げましたようにですね、教育委員会としては、保護者の方と指導員の方の信頼関係が大事であり、それをつくっていくことが専決じゃないかと考えているわけです。悪い子とを言うイメージでですね、指導者がそれが3日であったか、7日であったか、1週間であったか調べなさいということはですね、あまり重要な課題と考えておりません。指導の方法がまずいという指導をしております。はい。それで今後も十分指導者の方に指導していきたいと考えています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

指導者の方に誰が指導するんですか。先ほどお答えではですね、サポート体制が足りなかったとおっしゃいましたが、じゃあどうすればよかったか、次の展開がないんですよ。去年の秋、今年の春。それは教育長がご自分で次の展開にいくようになるべきではないですか。ここでああだこうだ言ってもしょうがないのでやはり教育長がもう一歩進んでですね、子どもの生活、人権、そういう教育的な配慮も含めてですね、大人が子どもにしていることですからしてほしいと思っておりますが、調査をされないともしておっしゃれば私は私なりの方法でですね、このことを総務委員会にもお話しして皆さんにも相談して今後進めていきたいなと思っております。それで以上、この質問は終わりにさせていただきます。

次、給食センターのことに入ります。それで最初にですね、給食センターのことは教育長に質問すると申しましたが、この予算に関しては次長が結局予算委員会の説明をされております。2番目は次長に対して質問をしたいと思っております。

それで給食センターについて。本年度の予算案資料には、給食センター建設事業費3,800万円。増え続ける食数やアレルギー問題などに対応できる国の衛生管

理基準に適合した新たな給食センターを建設するとだけありましたので、予算委員会で説明を求めるとはじめてPFI方式という名称が出ましたが、職員でその内容を説明できる人はいなくて、結局あとで資料を配付されました。小泉内閣の構造改革路線の流れで出たPFI方式の概略の説明だろうと思われるA4の用紙半ページ。その大まかな内容というか概略が記されているだけです。これだけです、私たちがいただいたのは。それから3カ月、今回議会資料で何か用意されているかと思いましたが最初の初日には他の資料をいくら探してもこのPFIに関してはありませんでした。したがって、総務常任委員会にもこちらから状況をお尋ねしないとたぶん答えてくださらないのではないかと案じております。どういうことでしょうか。PFI方式でやるのかどうかの調査に500万円もかけるんですよ。しかもその決定は少なくともどんなに遅くても12月議会まで。それで未だに何の資料もない。次の議会審議は9月です。その間、そちらで進めて事後報告となるのでしょうか。

さっそく質問内容に入ります。1、給食センター検討委員会の答申への教育委員会の見解は12月議会に答申の報告は受けました。議会だよりのその内容は、記載されていますが、総務常任委員会は自校方式よりもセンター方式のほうが現実であるが、自校方式の良さを取り入れた衛生管理基準を満たす施設となるよう努力をと答申が結ばれていたのもので委員会でもその趣旨に沿った検討はなされるように意見を出しております。しかしながらそれが12月ですが、3月の予算案の説明まで一切そのことに関しては説明はなく、答申についてもほとんど触れられておりません。その後、予算案を12月議会過ぎてですね、立てられたと思いますが、3月までの動きと3月議会を受けてのこの6月までの動きについての説明を教育長お願いいたします。

それから2番は、PFI方式調査に500万円もかける理由を教育次長に。それからこれは3番目に教育長ですが、いままでの粕屋町のセンター方式で培ったものへの評価。現在8名の正職の職員と臨時の10名の方が調理に当たっておられます。食品の衛生的な取り扱い方、切り方、計量を超えた長年の感による味加減、火加減、配膳、これらは一朝一夕では育つものではありません。献立をつくる栄養士と調理員の微妙な関係プレーによって築き上げたもので、粕屋町の給食は、その視点からではとても評判がいいのです。派遣社員の調理員との関係では、絆は結べないのではと思われます。また、栄養士も将来的には民託の企業の人を使う動きもあるようです。いろいろな問題を抱えながら、粕屋町の給食はこの方達の努力で4,200食の食事が用意され、子ども達も喜んで食べています。自校方式がほとんどだった給食施設を中学校も同時に思い切ってセンター方式を導入。先駆的だった

分、試行錯誤もあったでしょうに。だからこそできたノウハウもあるはずです。P F I方式はすべて切り捨てになるのではないのでしょうか。それを教育長にお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

本田議員の1番目の給食センターについてのお答えでございますが、給食センター検討委員会の答申への教育委員会の見解はどうかということでございますが、これにつきましては、12月の総務常任委員会でも報告いたしました。結果的に総合的にみて、自校方式での給食が望ましいと思われるが、全国的に少子化が進む中、粕屋町では子どもが増え続けると予想される町であり、何度も申しますけれども、これからの児童生徒増に伴う各学校の施設整備と用地確保、町の財政の状況から考えると自校方式で整備していくほうが現実的であるという1つの結論。

もう1つは、粕屋地区内での学校給食調理場業務の民間委託の状況は、町の職員が調理している直営の調理場は粕屋町だけであり、他の市町はすべて調理業務を民間委託、業者に委託している。学校給食調理業務の民間委託は時代の要求であると思われるという結論を付けております。以上の報告がなされておりますので、粕屋町教育委員会といたしましては、この結論を真摯に受け止めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

2番目のP F I方式調査に500万円もかける理由はというご質問でございますが、国では平成11年にP F I法が施行されたのに伴い、民間資金等活用事業推進委員会を設置し、内閣民間資金等活用事業推進室がこれまでのP F Iに関する報告書を取りまとめ、今後P F I事業を日本の成長を支えていくための重要な手法と位置づけております。また、文部科学省では、平成16年度にP F I事業について補助金等を交付し、事業の実施を支援することを表明しております。これらの諸事業を考慮いたしまして、当町では、P F I事業を導入可能性調査を実施させてもらうように当初予算で計上したわけでございます。また、調査費の500万円でございますが、学校給食の食数を例えば6,000食、7,000食、粕屋町の場合考えますと、その規模のセンターの建設、また運営とか、今後の調査に必要な費用ということで500万円を計上させてもらっております。これは過去のP F I事業で調査



した自治体を参考に金額を上げております。また、文部科学省の試算では、大体PFIの調査費が300万円から700万円ということで、先日お話ししましたけども久留米市がPFI事業を取り入れたときの費用が大体500万円ぐらいかけたということで概算で500万円を組ませていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

3番目のご質問でございます。いままでの粕屋町の給食センター方式で培ったものへの評価をどうしているかということですが、皆さんご承知のとおり、粕屋町の学校給食は、資料によりますと昭和39年に仲原小学校の給食室でセンター方式での給食を始めた。それから数えますと48年間、6年生で12歳、年齢60歳、還暦までの人が学校給食の恩恵に浴しているわけでございます。また、江辻の現在の給食センターは、昭和58年に建てられてまして、29年目に入ります。そういうことで小学校で言うと1食200円。そういうことで言いますと、金銭に換えられない素晴らしい成果を今まで生んできたんだということで思っております。その間、食中毒とか大きな事件、事故もなく、円滑に子ども達の給食を供給してきたということに対しましては、粕屋町教育委員会としても高く評価をしているところでございます。これからは衛生管理基準、あるいは厚労省のマニュアルに沿いまして安全な、安心な給食を供給していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

教育長に質問があるんですが、その前にですね、教育次長にお尋ねいたします。

500万円の根拠は。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、3月議会でかなり審議した分は含めないでください。それ意外にお願いします。因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

500万円の根拠と申しますと、今説明しました久留米市の調査費が500万円上げてあったのでということで、その詳細につきましては、いわゆる導入可能性調査ですので、どういう企業があるのかとか、入れるにはどういう条件が揃うのか、

そういう粕屋町でPFIをできるかどうかの導入可能性調査ですから、内容を説明すると言われるとその調査になりますので、詳しい内容まではここで、私のほうで説明はできません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

私があなただの立場なら私が自分で調べます。500万円なぜ必要なかわからないんですね。それでインターネット見てみますと、学校給食センター更新事業PFI、アドバイザリー業務委託ということが出てきました。ちょっと私は気になっていることがあるんですけど、まだここに何の資料もないんですが、どうも準備室というものを開設なさるのではないか。そのための人件費、あるいは調査費で500万円としておられるのではないか。その辺の疑いがあるんですが、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

これは町長ですか。因町長。

◎町長（因 清範君）

今度、室を設けますけどもその中の人件費はこの500万円には入っておりません。今現有の職員で室の中に入れます。給与とそういったものは入っておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

室を設けますと言われましたが、じゃあ給食PFIの調査のための調査室ですか。そういう内容ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

PFIに限らず、先ほどもお話ししましたように、町単独で建設するセンターがいいのか、その中でもひとつPFIという方法もあるということでございますので、PFIの調査もするということの室でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

いずれ総務常任委員会で今回そういう話をされるのかなと思うので、あんまりここで時間をかけてはと思いますが、実際何の資料も今ないんですね。だから総務常任委員会で発表される資料ですか、内容ですか。それをちょっと確認します。

◎議長（進藤啓一君）

総務委員会はですね、1つの委員会でございますから必要になればですね、議会としての判断があらうかと思しますので、総務委員会の所管でございますから、そこで十分お尋ねになってください。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

3月のですね、定例議会の予算案の答え、それから今回の資料のなさ、これはいったい何を意味するのかなと私は実は疑っているんです。職員の方は、そういう関係の業務委託をすればご自分達が調べなくてもそこが出しますよね、資料を。そういう意味じゃないかなと思って私は危惧しているので、なおさらですね、このことが心配。例えば、もしそうであるならPFI方式の調査を民間の業者が委託して受けて、それを説明をして、粕屋町がお金だけを出して給食センターを建てると。直営にはしてるけど企業体いくつつくったその企業体の方達が15年以上もかけてその給食センターを管理するというふうな内容のスケジュールがですね、漠然と出てきて、あっそれってちょっと違うんじゃないかなと。粕屋町の子ども達のために、私たちはできるだけですね、精いっぱいできる限りの努力をすべきだし、ましてですね、子どもの食に関することは本当に重要です。だからその辺をですね、もう少し職員と町民が一体となってですね、考え、調査し、学んでいった。その上でですね、決まるものなら仕方がないんですが、田川さんの話ではないんですが、まず民間委託、まずPFI方式ありきのような感じがいたしますので、その辺を今後ですね、もう少し具体的に。だから今議会に資料を提出していただいて、そして6月から9月まで結構時間がございます。その中で私たちも考えることができるように、あるいは町民の皆さんも考えることができるような資料提出をお願いしたいというふうに次長に思うんですが、これはPFIのことなので。

◎議長（進藤啓一君）

因次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

田川議員さんにもお話ししましたとおり、今後、その準備室等で詳細な調査をいたします。直営とするのか、民間に委託するのか、建物もPFIで建てるのか、直接建てるのか、すべての調査をした書類等を議員さんにお示ししますし、PFI

をやっている現場のところにも視察に行ってもらいたいと思っております。そういうのを網羅して最終的な判断はまたこの民意の中で判断してもらいたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

その最終的な判断はいつですか。

◎議長（進藤啓一君）

因次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

資料が揃いますのが恐らく3カ月から半年ぐらいかかると思います。ですから随時説明はしていきますけども、当初の計画では4月から調査をする予定にしておりましたけども、ちょっと役場の内部事情もございまして6月から正式な調査と言うことで入っていきますので、当初予算上げておりました3,800万円のうち、300万円は耐力審査ですので、これは町がしようが、民がしようが今の施設の耐力診断はしなければなりません。それと一応500万円という数字でアバウトに上げさせてもらっておりますけれど、これが導入可能性調査、あと一般的な調査はもちろん職員のほうでできますので、その調査を含めて大体半年からそれ以上かかる予定でしたので、それと別に3,000万円の委託費を組んでおりました。これがちょっと当初予算の説明でちょっとご理解がいただけなかったかもしれませんが、PFIの契約もしくまくいって、皆さんの賛同が得られて、契約する場合は3,000万円ぐらいかかりますということの説明をしたと思います。それプラスの、もし町でいけという方向になりまして、町でもし建てるとしたらやっぱり設計を組まなければなりません。大体それが3,000万円ぐらいかかるようになるんじゃないかと、あと調査した結果そんなふうになっております。ですから、今年度中にある程度の判断は出したいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

今年度と言いますと、来年の3月までですね。はい、わかりました。それならそれで結構です。もう少し私たちにも時間がいただけそうです。

最後に、議会の情報公開についていたします。粕屋町議会基本条例が3月に制定

されました。先だって5月15日にはその報告会も開催され、町長も出席してくださいました。今回の条例の7条に、粕屋町議会は、議会に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。また、本会議をはじめ、すべての会議を原則公開とするとしました。昨年12月、この条例制定に当たって、議会と執行部との協議がなされていたので、これに対する公開ですよ。何らかの予算措置があると思っていましたが、実際は予算案の中には含まれていませんでした。どのような形で議会情報を町民の皆さんのものとするのかこれから町長に聞きたいと思います。私は昨年12月議会で、新聞記事をもとにこの件に関して質問をしています。その新聞記事は、オンブズマン福岡による県内自治体情報公開度調査で、12月3日に西日本新聞に掲載されました。本会議録画がホームページに掲載されず、本会議の中継や録画がないのは、県内の自治体60のうち、粕屋町ほか9の自治体だけだったと本町のことを名指しでした。私の質問に町長は、議会録は、議会事務局でホームページ担当の共同のまちづくり課との連携により効果的に進めると答えてくださっています。「広報かすや」によると粕屋町のホームページは全国広報コンクールで特選総務大臣賞に選ばれました。誇らしいです。粕屋町の情報の玄関口として誰もが使いやすくわかりやすい運用に心がけ、皆さんに役立つ発信をできるように情報をタイムリーにさらなる充実に努めてまいりますと広報は結んでありました。町長の今の思いをお尋ねいたします。粕屋町議会基本条例制定後の町長の見解について。次、1ですね。議会の情報公開における現時点での問題点。それから2、議会情報は誰のものか。その2つをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

議会関係のことですので私がお答えすべきかどうかというのがございませぬけども、私の思いなりをお伝えしたいと思います。粕屋町情報公開条例の第1条に、住民主権とそれに基づく知る権利にのっとり、町民の町政への参加を促し、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与することを目的とするというふうにうたっております。行政、議会のどちらの情報も当然のことながら町民の皆さんの所有するものであると思います。よって、私どもも以前から見える課、どういったことをしてるのかが見えるような課づくりを心がけてまいっておりますし、ガラス張りの行政を目指し、頑張っておるところでございます。私も今月から町長と語る日を設けまして、第1回目は、つい先日6月7日にお二人の方とお話しをすることができました。そういったことで広く町民の意見と

か、ご提言を伺う機会をつくり、町政への関心を高める努力をしているところでございます。議会は、町長と二元代表制の中で議会は町民の視点に立った政策、提案など、それから町政に対するチェック機関としての役割を果たしていただくのが議会だろうというふうに思います。そういった意味では、まだまだ実施自治体の少ない中、粕屋町議会におきましては、議事録を12月議会分よりホームページに掲載をされております。議会の情報公開という面而言えば、かなりこの部分だけ申しますと他の自治体より進んだ公開をされているというふうに思っております。その点からしても、町民に対して議会の情報発信という面では目標とされる開かれた議会へ大幅な前進をされているというふうに思いますし、去る5月15日の基本条例の町民への周知を図る大会におきましては、町民の方から、大変議会広報は見やすいという好評もいただいておりますし、これは議会の広報委員の皆様方のご努力の賜だろうと思います。

そういった中、お尋ねの議会、今後の情報公開における問題点、現時点の問題点でございますけれども、まずは今ある既存の施設、マイク等が聞こえたり、聞こえなかったりするといったことで傍聴者の方からもですね、幾度となくそういったクレームが付いております。それから、録音設備等々、議事録などの重要案件の保存、設備関連の整備はまずやらなければならない事業だろうと思います。これらについては事務局と十分ご相談しながらできるだけ早い時期に、9月議会でも補正しながらできるところからやっていきたいと思っております。

それから、役場フロア等で議会中継が見られるような議会映像配信サービス等につきましては、今後議員の皆様方がそうしたいと、全体の総意があればですけども、これは議員の皆様さん方で十分話し合いをされてですね、その方向性を決めていただきたいと思っております。

以上、またいろいろにつきましては、議会のほうで話し合わせ、執行部のほうに議会事務局を通じて執行部のほうに申し込みたいというふうに思います。私も議会の情報公開については、前向きに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

それでは予算はあるということですね。準備していると。金額ある程度準備、心づもりがあるという、議会がみんなでそういうふうに話をすればということですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは私のほうの執行権の問題ですから、私のほうで考えます。

◎7番（本田芳枝君）

議会はですね、執行権を持ちません。それでいろいろ考えてもうちの議員は特にですね、節約、もったいないということに力を入れられます。私は多少投資したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、本当に皆さんはそういう方が多くて、ある意味では素晴らしいことでしょうけどちょっと困ったなということもありますが、私どもの力不足ということもあるかもわかりませんね。そういう形で言っていたらあとはこちらでいろいろ皆さんと議論をして進めていきたいなと思います。それで会議録を上程してるとおっしゃいましたが、実はですね、検索システムがないんです。だから全部見ないといけない。ただこれのですね、データを載せてあるだけ。例えば、志免とか、古賀とかは、検索をすれば、言葉を出す。あるいは名前を出せばすぐそこに飛べるんですね。今回、私は、このことについてすごくああ便利だなという仕組みを持っています。だから、それともう1つ、うちの町はですね、職員が2人。でも常任委員会は3つです。だからその職員ですね、カバーする意味で、本当によくやったださっているのもこれ以上と思うんですけど、そういった意味で今回もいろんなことを考えていただきたいというふうに思っこの議会で。もう1つあった、大事なことが。それはですね、議会情報はですね、職員の研修になると私は思っているんですよ。今ここにいらっしゃるの課長さん以上ですね。ところが実際実務に当たっている人は職員です。その職員がですね、今実際議会の中で何が問題になっているのか。どういう答えを自分の上司がしているのか。そしてそれはどうなるのかというのを常にその課の人は知っとかないといけないし、その課の職員は次に移ります。もう2、3年で代わってますね。だから職員すべてがですね、このことを知る必要がある。そして町民もこのことに関心が高まります。そういう意味で議会情報はみんなのもので、その充実ですか。公開することの充実をよろしく願いいたします。

以上です。

（7番 本田 芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。再開は、11時45分からといたしますのでお願いいたします。

（休憩 午前11時35分）

（再開 午前11時45分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

2番、小池弘基議員。

（2番 小池 弘基君 登壇）

◎2番（小池弘基君）

小池弘基です。今回の一般質問は一問一答方式で行われます。はじめてのことでもありうまく行えるかどうかわかりませんが、傍聴者の方にわかりやすく行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の質問は通告書のとおり次の2つの質問を行います。1つ目は学童・生徒の通学路に対する安全対策について。また2つ目は、JR原町駅にエレベーター設置の考えについてです。

では、1つ目の質問、児童・生徒の通学路に対する安全対策について尋ねます。粕屋町の町政要覧、こういったものがございますけども、平成23年度資料編によりますと、昭和32年旧大川村と仲原村とが合併し、当時の世帯数は2,180世帯、人口は、男性5,643人、女性5,964人の合計1万1,607人でした。しかし、24年3月31日現在では、世帯数1万7,392世帯、人口は、男性が2万1,280人、女性が2万1,874人の合計4万3,154人と増加しています。では、子ども達の人数はというと、同じく資料の中にあります義務教育人口を見ると、昭和55年には、人口2万6,109人に対し、児童2,894人、生徒1,089人の3,983人でした。では現在の子ども達はどんなふうでしょうか。それでいきますと、この同じ資料でいきますと、23年5月1日現在、直近の資料ですけども、人口4万2,267人に対して児童は2,839人、生徒は1,076人の合計3,915人と子ども達の人口はほとんど横ばいの状態です。人口は2万6,109人、合併当時ですね。それから現在4万2,267人と1万6,158名の増加ですが、児童・生徒はマイナスの68人です。このデータだけを見ると子ども達の人数に変化がありませんが、この資料にはない幼児、特に新生児の方は毎年700名前後、23年度は760名程ということで聞いておりますけども、これだけの子どもさんが新しく生まれてる状況です。ここに粕屋町中央小学校の安全対策検討会議の資料、これは前篠崎町長時代の校区の安全対策の資料ですけども、私の手元には平成18年から22年までのものがございます。お借りしたものですけども、やはりこの中ではですね、毎年いろんなふうな安全対策のPTAの役員の方々、先生の方々、いろんな方々とですね、いろんな打ち合わせをされながら当然安全のことですので、非常に執行部も力を入れていただいて、早く解決できることはすぐ解決をしていただき、カーブミラーで



あったり、ガードレールであったり、いろんなところは非常に早くしていただいでることにに対しては感謝いたします。ただやはり残念なことですけども、かなり重要な問題についてはそれだけ問題点も大きいということもありまして、改善に時間がかかっているのもまた現状だと思っております。このような弱者に対する安全対策の観点から私は4つの視点から質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、自動車事故の対策についてお尋ねしたいと思っております。全国的に通学路の児童の列に自動車が入り込むような事故が最近多発しております。こういった現状を受けて、特に最近発生しました京都での交通事故なんかは本当に悲惨な事故だと思っております。本町においてもこのような事故がいつ発生してもおかしくない現状だと私は思っております。私が住んでいます原町本通り、旧道でございます。従来この旧道、本通りは対面通行でしたけども、近年交通量が増えたということもありまして一方通行に変わっております。一方通行に変わったということですけども、道幅はもうそのままですのでかなり広うございます。そういった中ではですね、スピードがかなり出てるんです。朝、やはり通勤に急ぐということもありまして、一方通行九大農場側の方から篠栗方面の方にかなり進んできております。特に子ども達は同じように東の方を向いて歩いて行っております。そういった中でまったく後ろから車が通行すると、通過するといったような状況は、非常に京都の事故と似てるのかなと思っております。

また、現在ガードレールが一部設置してるところもありますけども、大半が自宅から車が出るとか、いろんなふうな問題もありまして今のところ白線が引かれてる状況でございます。白線だけですとですね、どうしても子どもはまったく白線の内側を安全に通学してても後ろから自動車が突っ込んでくるとどうしようもありません。その辺のところをどう考えていくのかといったところをまずは質問したいと思っておりますけども、これにつきまして町の執行部のほうからですね、その辺の問題の今の現状とか、考えをお尋ねしたいと思っておりますけども、どなたか町長でも。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

原町の旧通りの件ですかね。

◎2番（小池弘基君）

それも一部でございますけども。

◎町長（因 清範君）

最近は全国的に歩道を歩いている小学生の集団の中に車が突っ込んで来るとか、そういった悲惨な事故がですね、あちこちで起こっております。そういう中でまず安心安全のまちづくりということであろうと思います。これは原町の旧通りあたりについては交互に通行しよったんですけども、あの道幅は狭いということで一方通行になっております。逆に今度は一方通行になったことがスピードを出せると。反対側から車が来んというようなことですね、そういったことになっているのではないかと思います。それは方法としては、道路構造をクランク、少しクランクを付けたり、よくあります団地とか行ったら段差があって、パンフというんですけどもああいったものを付けたりという方法がございますけどもこれも地域の住民の方と関係者の方とですね、直接ご利用になる方と協議をしながら進めていかなければならないという分もありますし、特に原町から伊賀の関係につきましては、伊賀・中原線、あるいは福岡県でも最も短い県道ではないかと思えます。ほとんど整備されたような歩道はございません。それで一部は農地の部分につきましては、徴収猶予、要するに納税猶予をかけられておまして、その分が一部外れるというようなお話しでもございますので、さっそくそこら辺についてはですね、県のほうに買収をお願いしてできることから少しずつ安全対策を取っていきたいと思えます。また、白線だけでは歩道がどうしても取れないという分は白線だけで仕切りしておりますけども、白線の左、路側帯にグリーンベルトを引いたり、そういった方法もございますので、物件が家屋があったり、こうするところはですね、なかなか補償交渉も難しいし、先ほど本田議員さんもおっしゃったように金がない、金がないというようなところは私は言いたくないわけです。できるところからやっていきたいというふうに思っております。まず、町の情勢がですね、ずいぶん変わってきました。昔からの通学路は、ここの通学路を通りよったんですけども、今そこに近くにマンションが建って非常に見通しが悪くなったと。しかし、その他の近くにはきちんとした歩道が整備されているというようなところでも元の通学路をですね、指定してあったり、通します。それでその分については、学校教育と都市整備と、それと学校、PTAが一緒になって今指定されている通学路をみんなで歩いて、ここは通学路として適しているかどうか等の検証もですね、していただきながら、より安全なコースに変えるべきところは変えてもらうといったところも今検討をし、実施に向けて働きかけているところでございます。概略以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。今の答弁の中で2つほど追加でお尋ねしたいんですけど

ども、まずガードレールといったものがまだ設置されていない町道がたくさんございます。そういったガードレールといった安全設備等の必要性をどうお考えなのかといったところを1つお尋ねします。

もう1点は、先ほども町長言われましたように、県道の問題、ただ県道の問題と町道の問題等ではですね、やはりなかなか町単独でやれる道路の場合とやはり県に要望をかけていったり、また賠償にしても非常にまた両サイド、民家が建ち並んでいる中での今度は補償の問題等々は非常にまた時間もかかる問題があると思います。私のすぐ近くの前町本通りの話だけではなくて、いろんなところも特に柚須だとか、乙西とか、ああいったふうな準工業団地だとか、大型のトラックがたくさん通っているようなところもたくさんございます。そういったふうなところとですね、やはりちょっと物事分けてですね、ぜひとも考えていただきたいなと思っているんですけども。まずは町道に関してガードレールが設置、どうしても付けられないような状況の場所はまたこれ別としてもですね、十分設置可能なところでもまだまだ未整備のところがたくさんあるように私は思うんですけども、その辺のガードレール等々の必要性について町長にひとつ再度お尋ねしたいと思いますけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ガードレールを付ける必要があるなしというのもあると思います。これガードレールともう1つ転落防止柵というのがございます。これは水路等が低い場合はガードレールを兼ねて転落防止柵もするというふうになるわけですけども。原則的には歩道が、きちんとした歩道があると、マウンドアップで。というところは大体ガードレールは原則的には付けない。今、ほとんど歩道がフラットになっています。車道と同じ高さ。そういったところは車が歩道に入ってくるという可能性がありますので当然ガードレールなり、仕切のですね、ポールを立てるなりをやります。そういうところがあれば、これは地元の区長さんのほうからですね、都市整備のほうに要望があっていると思います。またPTAのほうからもあっていると思いますので、総合的に判断しながら急いで設置すべきところから設置をしていきたいと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

今のお答えの中でですね、町道で当然フラットで、白線が引いてあってという

ところは白線だけ、フラットの状態のところの白線だけあるというのが非常に多いんですね。これはほんと京都の交通事故の問題とまったく一緒で、あのときも確か子ども達は進行方向に向いているところに後ろから車が来ると。白線の上をずっと走って行ったために何人もの方が連続してはねられてるといったことだったと私は記憶しております。やはりそういったですね、白線、そこにガードレールを全部付けるのは非常に難しい。またできない箇所もあると思いますけども、せめてポストならポストだけでもですね、3メートルでも4メートルでもいいと思うんですけど、やはりポストがあればそこで車は当たって止まるということも考えられますので、確かに言われましたように、行政区長さんのほうから要望が上がってくればカーブミラーの問題であるとか、防犯灯の問題等なんかはずいぶん改善されたように私も感じます。といってもなかなかその辺のところもやはりできればそういったふうなPTAの方とか、父兄会とか、そういったふうななんか場を設けてですね、話し合うような環境づくりもひとつ必要なと思いますし、先ほど町長が言われました学童の通学路のほうについても各行政区によっていろいろ違うと思います。そういった中をですね、私もこの先ほど言った中央小学校の安全対策の検討会議のPTAの方にいろいろお聞きしてもですね、1つの基準、通学路を設定する基準がまずあるのかどうかをちょっとまた別にお尋ねしたいと思います。それは学校側が決めるのか、保護者、PTAが決めるのか。それとも学校教育課が決めるのか。それとも三者が集まって協議の上で決めてるのか。これが全部ですね、各4つの小学校校区ありますけども、私が聞いている話はどうも統一されていないような話をちょっと耳にするもんですから。私の感違いなのか。事実そういったふうなマニュアル化はされていないんだと。各校区の校長先生、もしくはPTAの会長さんだとかに任せてしまっている状況なのか。そこらあたりの現状がもしあればお答えいただきたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

学校の通学路につきましては、基本的には学校が設定しております。というのは、子どもの安全委員会の保険の関係もありまして通学路を正式に通ったところというところではありますので、学校は決めておりますが、いくつかの学校によっては行政区の区長さんあたりを通じて町に要望が出てきたりとか、今まちまちですので、今さっき町長が答えましたとおり、今学校が持っている通学路の台帳を統一化しようということでまず今学校6校が整備を進めておられます。これちょっと時間

がかかりますけど、今整備されて、その整備されたものを持って行政側も教育委員会とか、協働のまちづくり課とか、都市整備課あるとおもいますが、あと学校とか、行政のほうも一緒に立ち会ってもらって、もちろん警察もですけど、実際その道を歩いてみろうかということで、今さっき町長が答弁したとおり、場合によってはその道路が以前のままで安全性がちょっとあるなというところもありましょうし、行政側としては改善できるところはすぐに対応もできると思いますので、今後そういう作業を進めておりますので、もうしばらくお待ちください。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。本当に早くそういった打ち合わせをしていただきたいと思っております。それと先ほど町長のほうが県道の話ございましたけども、その件です、これは昨年、1年ほど前になるかとおもいますが、若宮の、あれは2丁目になるんでしょうか。原町駅から伊賀駅のほうに下りる県道のところの、ちょうど山本床屋さんがある角にハコダジュウゾウ様の石碑がございます。これにつきましては、その当時の若宮区の区長様、今泉区長様と、現在原町区の区長、まだされております沓脱区長様のほうから連名で町のほうに、やはりあそこでは今非常に古いし、基礎のほうにもひびが入ったりしてるし、見通しも悪いしというようなことでどっか安全なところに移設してほしいといった要望が出ております。この件につきまして、昨年就任されました因町長のほうにおかれましては何か引き継ぎ等が行われたどうか、ちょっとお尋ねしたいんですけども、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

その件については、承知しております。ただ、所有者が所有するところがはっきりしてしますので、そちらのほうで移転するなり、崩壊の恐れがあるということであれば補修するなり、補強するなりということをやってもらうということになるかどうか。先日も江辻の区長さん傍聴に見えてますけども、江辻にも記念碑がございましてですね、確か17年の地震でだろうと思います。少しこれがずれてなっているというようなことで、所有者が今わからんというようなことでございまして、戸籍を調べまして、だいたいこちらの家だということがわかりましたので、地元の区長さん、農区長さんのほうでそれに補修なり、補強なりをしていただく話をされてるんじゃないかと思っております。これはほんの2、3日前の話です。原則やっぱり、私個人

だったら、おじいちゃんとか、その前の先祖がね、こんな立派な記念碑を建ててもらったんだということになれば、子孫としては誇りでございますので、そっちのほうで当然してもらわなければならないと思います。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

今、石碑の話でございますけども、町内いろいろですね、酒殿のほうにもございますし、いろんなところにあるのは皆様ご存じかと思えます。直接通学路だとか、そういったふうな住民の方が歩いている、本当に横にある場所と、比較的まだその車だとか、歩行者があまり通っていないような場所、その辺もいくつかあるかと思えますけども、私が1年前こういったふうな相談を受けたときにはですね、非常に見通しが悪いんですね、今原町の床屋の。これを何とか移動させてほしいという要望に対して1年が経過しております。確かに私有地のことですので、それはお持ちの方が自分の判断で補修するなり、何かすればいいといったようなことかもわかりませんが、やはりそこは地元の行政区の区長様のほうから町に対して間を取って、窓口になって早く移設できるようにやってくれんかといったような話だと私は思っております。これを私有地の問題だから、そちらが何とかすればいいというようなことでは決してないと思えますし、やはり地元の方にすれば非常に危険だということと、最近、基礎が石でいろいろ積み上げてくるような基礎でございまして、テントウバエの木がですね、最近生えております。年々育ってきておまして、当然育つということは根も大きくなってきて、いずれかの時点ではそれが割れたり、じゃあそこで何か急に倒れたりして児童なり、もしくは町民の方なりが何か被害に遭われたりしたときってどうなるんでしょうかというのがあるんですね。私有地のことだからそれはもう個人で弁償すればいいんだ、賠償すればいいんだというようなことなのか。早く移動させてくれないかというような要望、それに対して提出者である方に定期的な経過報告であるとか、そういったふうなことをされてあるのか。町長言われてるようにあそこは元来が幅が狭い県道です。あれをもっと早くですね、大規模な交差点の改良工事なりいろいろしてほしいという思いが多々あるんですけども、これは現課のほうでいろいろと県とも交渉されて努力していただいているかと思えますけども、やはりその辺のですね、やはり町もある程度かわりを持っていただければ幸いかなと思えますし、その辺の交渉をですね、やはりせつかくというよりも地元の区長から要望書として町に正式に上がることであるだけにですね、もうひとつ踏み込んだその辺の町執行部の考えをお尋ねしたいと思いますけども、その辺

よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

当然地元のほうから、区長さんのほうから危険だからというようなことで要望が上がってるだろうと思います。行政区が違いますから、所有者の対と、この若宮とは違いますから、そういったところのこういった危険を感じるというようなことでの補強なり、対策なり取ってくれという要望が上がっておりますよということでは、行政のほうからお伝えすることについてはやぶさかではございません。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ぜひとも早いうちにですね、コンタクトを取っていただくなりしてですね、やはり地元行政区長からのやはり正式な要望でございますので、特に通ってある方のやはり怪我だとかということの危険性が非常に高い場所だけにですね、ぜひともよろしく願いしたいと思っております。

もう1つ私のまたこれも安全の件ですけども、最近いろんな行政区から町のほうに横断歩道の設置の話がいろいろ来ているかと思えます。私も原町含めいろんなところから横断歩道の設置というような話も聞いておりますし、現状はなかなか福岡県内全部ずっと付ける順番がたくさん詰まってて、すぐ簡単にできないとか、あと横断歩道だとか、信号機であるとか、そういった場合には、やはり子ども達なり、通行の方々が待機するようなスペースもいるとか、いろんな条件があるのも十分理解をしております。いろんなふうな横断歩道の問題もあるんですけども、1つ例を挙げますと柚須西の交差点のところの信号機が付いてる交差点なんですけども、2カ所は現在歩道がございます。ところがあと2カ所がないんです。せめてもう1カ所あればコの字型でもですね、時間かけてでも安全に渡ることが可能なんです。当然信号機が付いてますので。ところが2カ所しかないものですから、もう1カ所何とか付けてほしいという要望は再三行政区の区長さんのほうからも出されてるようにお聞きします。当然町も警察署といろいろ交渉されてることだと私も思います。でも現状はなかなかオーケーが出てないといったふうに聞いております。私も実際現地に行きますとですね、横断歩道の設置する場所を1メートルほどちょっと交差点とは反対側になりますけども、ずらしたりすることによって十分待機場所の確保もできるし、植え込み等がちょっとあるんですけども、それは改修してフラットにすればその辺の工事はすぐできるかなと思

ったりもしております。何度か相談しても粕屋警察署のほうに持ち上げても駄目だって返ってくる。それを、いや相談したけど駄目だということよりももうひとつ踏み込んでですね、特にやはり最近近所のマンションから子どもさんが、やはり横断歩道がないところ、車の間をぬって横断するような危険な行為をしなくてもすむように、もうちょっとそこらあたりはできないかなということもありますし、現状そういったのを認識してあるかどうかというのをちょっとお尋ねしたいんですけども。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。柚須西交差点の横断歩道の、今2カ所ついておりますけど、増やすことができないかというご質問だろうと思います。この件につきましては、地元より要望が出ておまして、それに基づきまして警察のほうに進達をいたしております。その警察のほうの見解というのが、まずあそこは少し変則的な交差点になっております。それと横断歩道を設置する場合は、たまり場、止まり場といえますか、この子ども達が一度交差点の前で止まって、それから渡るというところで、その用地の提供、もしくは町がそれを買収するなどのですね、方策を取ればまたもう少しその話も前のほうにいくんじゃないかというところで、今後検討していくということでお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

今、言ったようにですね、子どもの安全とか、ほんと大事だと思います。財政上非常に厳しいことも十分わかっておりますけども、現地をですね、ぜひ見ていただいて、今言うたまり場というか、止まり場みたいなものも少しほんと1メートルずらすだけでですね、特別な買収とかを、までしなくても向こうの地主さんとの協議の中で解決できるような問題も僕はあるんじゃないかなと思っておりますので、やはりぜひとも現地をですね、見ていただいて、少しでも早い、また交渉お願いしたいと思っております。

それともう1つの観点は、これは田川議員も質問されましたけども、通学路につきものの防犯灯でございます。どうしてもですね、粕屋町は元来農業の町でございます。特に粕屋中学校だとか、仲原のほうだとかいうのはまだまだ農地がたくさんございまして、そういった関係で農振農用地であつたりといったいろんなふうな網がかかっております。どうしても街灯等を付けると稲作に影響があるといったよう



なことでもまだまだ改善されてないところが粕屋全町たくさんあると私は思っております。そこでそういった問題なんか現状の把握あたりはどちらのほうでされているのかなと。当然いろんな行政区からいろんなこういった安全対策検討会議の中でもいろいろと出てくるんですけども、これは各校区、校区であったり、先ほども田川議員が言われましたように、青洲会病院周辺の内橋の方の話であったりとかいうことなんですけど、いったい粕屋町全体でこういった箇所がそういったふうな問題があるかなと思われるような場所、ある程度マップみたいな形で把握されているかどうかといったことをまずはちょっとお尋ねしたいと思いますけど。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員に申し上げておきます。1問1答とはいえですね、質問の要旨から大きく離れるようなことは町も用意してないと思いますので、その範囲でよろしく願いします。どなたですか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

防犯灯の設置状況ということでございますが、これは昨年から議会の中でもお答えしたと思いますが、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、粕屋町内の防犯灯の設置状況基本台帳を整備いたしております。これは地図上に防犯灯の設置箇所、それと1基ごとのデータ化したものをつくったわけでございますが、これにつきましては、各行政区にそのデータをお分けしておりますので、現在では行政区、また組合で自分のところの区域の設置状況というのは把握してあるとこちらは捉えております。そのデータに基づきまして、防犯灯が不足しているところといいますか、弱点であるところとか、そういったものは今地元で協議をさせていただいておるというふうに捉えております。

以上です。

◎2番（小池弘基君）

では、次の2番目の質問に移りたいと思いますけども、JR原町駅にエレベーター設置の考えはないかといった質問でございます。まずは、JRのことでございます。粕屋町がなかなかどうこうとは言えないことは十分わかっておりますけども、因町長が今年の町政に対する施政方針の中で、やはり2つ目のことですね。誰もが安心して生き生き暮らせるやさしいまちづくりに向けた取り組みという中で、これは子どものことだとか、そういったふうなことがメインでしたけども、町長がよく言われますように、粕屋町に住んでよかったなということなんですけども、特に原町駅の現状は古いということもあるんですけども、31段ほどかなり階段がきつう

ございます。昔は皆さんそんなに高齢の方が多くなかったわけですが、最近では高齢者も増えてきましたし、また最近ではちっちゃな新生児の方がたくさん多いということもありまして、ベビーカーに子どもさんを乗せた方々が大変増えてきております。その方達がよくベビーカーを片づけて子どもさんを抱いて階段を上ったりとか、いったところが非常に目に付くわけですが、ここらあたりの設置とかいったことについて町執行部のお考えをお尋ねしたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

J Rのホームに行くのにエレベーターを付けてくれないかという質問だと思えます。これは長者原駅はですね、入ってますかね。長者原駅は電化とあわせてですね、駅を橋状化しました。ですから駅の改札口は2階にあります。それで駅の改札口から駅裏に抜ける部分は町の所有で自由通路ということになっています。それから駅側はこのJ Rの持ち物ということで、町で設置しているエレベーターが1つございます。ホームに上がるためのエレベーターですね。それから自由通路で駅裏に行くための。それからJ RのほうはJ Rのほうで1基、今度はJ Rの中に付けております。ですから、町で付けたエレベーターをJ Rも兼用して、改札口に行って、そして今度は香椎線に上がるじゃない、福北ゆたか線に行くホームのほうには、一番端っこにエレベーターで下りると、乗降できるということになっておるわけですが、これもですね、J Rが町の分も付けてくれませんでしたし、それはこれ国庫補助金が5,000人を超えれば国庫補助金でそういった交通安全みたいな補助金があったわけですが、それにはまだ長者原駅が5,000人を超えるようには設置した時はあっておりません。それで県のほうにいろいろ探りまして、地域振興課のほうでちょうど1億2,000万円ぐらいの基金を持っておりました。これは道路整備課に行ってもそういう金ないし、いろいろ県のほうで話よったらそういう話出ましたので、そこに行ってもう来年度でこの事業は終わるといような時期でございましたから、ちょうどよございまして、向こうもすぐ話ののってぐれまして、それで1億円ぐらいの補助をもらってですね、あれができたわけですが、ただそういった原町駅は町の施設でもございせん。まったくJ Rです。今、22年度の乗降の人数が2,065人とか出ております。これはJ Rのほうも5,000人以上でなからんとちゅうような話であるようです。乗降客の利便性等々考えてJ Rのほうには申し入れをしたいと思います。なかなか町でというのは今度はJ R工事になりますのでなかなかそこら辺が難しいところもあります。よろしくご理

解お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

今度東環状線の工事に伴いまして、九大農場のほうの嵩上げといいますが、道路が横断する関係で今の福北ゆたか線を5メートルほど嵩上げするといった工事が行われるように聞いております。その辺でひとつは九大農場辺りに新駅をというようなこともあるんでしょうけども、そういった工事に原町駅とかその辺が全然かわることは今のところ考えられないというようなことでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

九大の新駅に関してでございますが、この新駅はですね、下に東環状が通ります。その部分で嵩上げとかありますが、原町駅まで工事が達することはありません。吉塚のほうに行きますと須恵川のほうまで、須恵川の、今鉄橋かかっておりますが、そこまでしか影響はないというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

今、町長言われましたように、原町駅ですと、多くて2,400ぐらいの乗降客じゃないかと思っておりますけども、1つの5,000人以上といったくりがあるとかいった中では非常に厳しいということですね。ですから取り立て粕屋町が予算がたくさんあるからといった問題でもまったくございませんでしょうし、現状は非常に厳しいといったようなことじゃないかと思っております。しかしながら、やはり住民の方々はだんだんと高齢化が進んできて、またいろんなちっちゃな子どもさんを二人手をつないで買い物に行くといった方もおられるのもまた現状でございます。できる限り何かそこらあたりのところもまたいろいろと知恵を絞っていただいて、JRとのですね、いろんな当然これから5メートル嵩上げする、いろんなふうな協議がされる中でですね、何かあわせてその辺のところもJRのほうに、5,000人といったような基準はあるんでしょうけども、また逆に国とか県とか何か補助金とか出せるような何か理屈がないかとかいったところもあわせてこれは本当要望なんですけども、ぜひともその辺のところ、やはり大変だと思います。荷物を持って下りてくるおばちゃんなんか見ますですね、本当にそのたびに休みながら、といって長者原駅までいったん戻って、それからまたエレベーターで乗り換えて博

多のほうに行くというのもなかなか大変なことだと思いますので、その辺のところをひとつ要望をしておきたいと思います。

私の一般質問はまだ時間少し残っておりますけども、これで終わりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(2番 小池 弘基君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。休憩を45分間、再開を1時15分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 午後12時30分)

(再開 午後13時15分)

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

6番、因辰美議員。

(6番 因 辰美君 登壇)

◎6番（因 辰美君）

議席番号6番、因辰美です。水害対策について質問をいたします。質問します多々良川の特徴は、水量が少ない河川であり、春から秋にかけて稲作の取水により河川の水量が減少し、水害につながる土砂が堆積しやすく、湿地の植物が土砂の上に繁茂し、地域の景観を著しく損ねている河川であると思います。その河川が貫流する大川地区の水害対策について質問をいたします。

まず1点目、多々良川に関する現在の洪水被害状況について説明を求めます。

2点目、多々良川河口から香椎線鉄橋雨水までの河川整備について整備の状況について説明を求めます。

3点目、大川小学校の水害対策について説明お願いいたします。2点目、3点目の答弁につきましては、質問のタイミングがずれますので、再度あとの質問のときに説明を求めますので、時間の都合上簡略した答弁をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

因辰美議員の質問にお答えします。まず1番の多々良川に関する現在までの洪水被害状況についてでございます。多々良川水系の大きな洪水被害といたしましては、昭和48年7月梅雨前線豪雨により、これは推計粕屋町全体です。床上浸水570戸、床下浸水が627戸、死者6名の災害が発生いたしました。

また、昭和55年8月の集中豪雨により、床上浸水が834戸、床下浸水1,6

15戸、平成11年6月の災害におきましても床上浸水261戸、床下浸水362戸の浸水発生被害が出ております。また近年の災害といたしましては、つい最近の平成21年7月24日から26日にかけて、時間雨量100ミリを超えるという大変な降雨が3日間も続き、合計雨量が500ミリを超える観測史上最大と言われる集中豪雨が発生いたしました。このときに多々良川からの越流により、本町におきましても約160戸の床上、床下の浸水被害が出ております。このとき大川小学校の校庭、運動場、それから体育館、校舎の1階部分が浸水し、大変な被害となっておりました。それですべて廊下、体育館の床の張り替え等々をしたところでございます。そういったことで道路冠水や交通機関の遮断など、関係住民の方に大きな影響を出したところでございます。

それから第2番目の河口から香椎線鉄橋までの河川整備計画についてでございます。多々良川改修計画につきましては、ご承知のとおり、博多湾河口から福岡県土整備事務所が事業主体となりまして、福岡市名島の河口からJR香椎線までの5キロの区間について国の事業認可を受け、昭和58年から広域基幹河川改修事業や住宅地関連事業により、また平成22年度より社会資本整備総合交付金等の事業で整備が進められてきたところでございます。平成23年度までの事業進捗率は78%でございます。河川改修の完了年は、平成30年度の予定となっております。今からはほとんど粕屋町の区域内の改修になろうかと思っております。

次に、3番目の大川小学校の水害対策につきましては、平成21年7月の本河川の越流により、先ほど申しましたような被害が出ました。そういったことで、昨年の12月に堤防の嵩上げの仮設工事を県土整備のほうに申し入れをいたしておりましたところ、さっそく先月、5月中旬から下旬にかけて小学校の横の、これは大川小学校側の堤体に堤防上に土のう2,000袋、3段積みで高さ50cm、延長250mにわたり仮設土嚢が設置されたところでございます。区間といたしましては、裏校門を入れてまもなくからプール先の河川農場がありますけども、雨水方面の子ども達が学校に登校するところの門までが全部土のう2,000袋積んでございます。

以上が、今質問がありました概要でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

今ですね、現在までの洪水被害状況を説明していただきました。私もちょうど48年はですね、高校3年生でありまして、ちょうど扇橋から下がですね、全部浸かっておりました。私もちょうどバイクでですね、志免のほうまで加勢に行っておっ

たんですけど、また遠回りして、また内橋のほうまでもまた浸かってですね、その状況がいかによかったかというものを実感いたしております。このような中でですね、この水害を教訓にですね、御笠川とか、宇美川辺りにつきましてはですね、整備がすでにですね、完了しております。しかしながら、多々良川の本川につきましてはですね、ようやく今からが開始ということでございます。粕屋町から見るとですね、ほとんど手つかずに等しいと思っておりますけども、町長の見解はどんなふうに思われておりますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、河川改修計画区域の間については78%ということございまして、直接粕屋町にかかわる分は鉄橋の少し下から大隈の方面に至る区間が直接のかかわる区間でございますけども、改修区間としては一応名島の河口から鉄橋までというようなことになっておりまして、これはいろんな計算をされて、その区間を相当の幅になります。今、すでに広田の方面は一部買収をして進めておりますけども、あとは粕屋町に直接大川小学校とか、から大隈方面に至る区間は堆積が多いからですね。河床の浚渫がですね、必要だろうと思います。そういった部分でも今要望しているところです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

私は地域の開発の遅れやですね、河川の整備の遅れはよその自治体のですね、よりもトップセールが足りないんじゃないかなと私は思っております。よそはほとんどがですね、48水から、それから平成15年とかですね、いろいろと水害が起こっておりますけども、すでにですね、ほとんどの河川がですね、整備が順調に完了しております。しかし、粕屋町だけについてはですね、ほとんど何も手つかずではないのかなと私が思っております。そういった中でですね、町長いつも安心、安全なまちづくりということで言われておりますけども、何をやって安心、安全なまちづくりをされるのか。多々良川に関してですね、展望をお聞かせしていただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

安心、安全という河川の安全度から言えば、河川が氾濫、暴れない河川に整備していくということが安心安全の河川になろうというふうに思います。そうすることで周辺の農地、また周辺の集落が安心して日ごろの暮らしができるということが安心、安全につながると思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

先ほど町長が言われましたように、浚渫を主にやるということでご理解してよろしいでしょうか。

次にですね、平成15年7月ですね、18日から19日にかけて、宇美川上流の三郡山で時間雨量101ミリを記録し、40ミリ以上の激しい雨が4時間降り続き、宇美川流域での氾濫面積は約201ha、床上浸水670戸、床下浸水が1469戸の家屋が浸水する被害を受けたことを教訓に、平成15年7月の豪雨災害を二度と繰り返さないために災害に強い安全な川づくりをされました。ですから平成21年7月の記録的な集中豪雨でありながら災害に至らなかったと河川整備の重要性を語っておられました。担当部長に質問しますが、では多々良川の本川は、ようやく河川整備が始まりましたが、どの災害を基準に設計されているのか、説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

今までのですね、長年の洪水の中、10年確立とかございますが、その設計雨量の中で断面等計画されて設計されております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

一般的には河川改修は30年周期ということで言われておりますけども、今は50年周期で多々良川の改修はされると思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

私ちょっと聞いたところによりますとですね、100分の1と言われましたね。100年に一度の水害をですね、耐えうるために今度の計画をいたしております。

すということですね。以前聞いたことがあるわけですが、100年に1回の水害がどの程度の問題なのか。先ほど宇美川のこともしも言いましたように、どの水害に耐えうるぐらいの絶対河川の整備やりますよというようなわかりやすい説明はありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

100年に一度ということですね、一番最高の設計水準でございます。その中で詳しいことは数量的なことはちょっとわかりませんが、県のほうですね、1秒間に何トン流れるとか、そういう計画をされて河川の断面を決めておられると思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

それでは48水の中でも耐え得るぐらいの整備ということで理解してよろしいですね。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

はい、そうでございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

近年ですね、先ほど町長から説明されましたが、記憶に新しいのは平成21年の7月24日から26日にかけて激しい集中豪雨に見舞われ、篠栗町では土砂崩れによって家屋が倒壊し、2名が犠牲になりました。また、九州自動車道では、太宰府付近の法面の山が崩壊し、走行中の自動車が土砂に飲み込まれ、夫婦2名が生き埋めになって死亡され、粕屋町では濁流が民家や小学校を襲いました。粕屋町では平成21年の災害対策として薬師井堰を固定堰から可動式井堰へと改修し、大川小学校付近の水位を下げるために下流の古屋敷固定井堰を撤去されると聞きましたが、本当でしょうか。もし本当であるなら下流の皆さんが影響はないかと心配でなりません。今回、大川小学校沿いの堤防の土のうが3段ついてあると聞き、現地を見てまいりました。梅雨前の水害対策として有効な手段であり、学校関係者もさぞかし安心をされているのではないかと思います。しかし、堤防の高さを変更すると



きは、事前に対岸のほうに堤防の仕組みを説明されていないと、水害が発生したときにいろいろと争いが起こります。今回の土のうの設置は、小学生の生命を守る観点から見ると非常に良いことをされたと思いますが、行政の対応としては対岸への配慮も忘れてはなりません。担当部長に質問しますが、地主や耕作者、あるいは行政区長、農区長に説明し、了解を取ることにはされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

小学校の横に土のうをつくことにつきましてはですね、事前に戸原農区長、江辻農区長さんに了解を取っております。また地権者の方にも了解を取っております。行政区長さんあたりにはですね、農区長さんのほうからお話しになるということで了解は取っておりませんが、農区長さんには取っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

地主や地権者、耕作者に説明しているということは間違いありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

江辻につきましてはですね、農区長さんがもう私の段階でいいということです。戸原の方につきましてはですね、ここにも地権者の方おられますが、了解を得ております。また、自宅にも行って説明をしております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

21年ですね、水害のときもわかるかと思いますが、濁流が流れ込んでごみを拾うのは地権者なんですね。農区長じゃないですよ。ですから農区長1人に責任を任せるといふのはいかがなものかと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

実際はですね、地権者の方にも自分たちで説明したかったんでございますが、もう農区長さんがその程度でいいということで言われましたので、そこで終わっております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

今ですね、3・11の東日本大震災以降ですね、粕屋町も地域防災の重要性から各行政区長を中心に地域防災をお願いしているところですね。そういった中でですね、大川小学校の濁流の阻止は可能性は高いと思いますけれども、対岸の農地への濁流の流れ込みがですね、増すことにつながりますよね。そういった中でやはり地域防災を中心をお願いしとる、やはり区長さんにもですね、やはり一応はですね、了解を得るべきだったのではないですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

地域が行政区イコール農区の田んぼということで農地のほうの了解を得てばかりですね、行政のほうの了解を得ていなかったというのは事実でございますので、今後また気を付けたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

非常にですね、住民に対する配慮に欠けていると思いますが、町長もご存じですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私が聞いておりますのは関係農区長、並びに地権者にも了解をもらったという話は聞いております。が、今のような江辻は農区長さんだけというお話しはこの場で初めて聞きました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

その後、どうされますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

農区長さんが農区をまとめてございますので、農区長さんが、私が地権者には言いますよというお話しでございますので、そうしていただければありがたいということ所で所管は判断したんだろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

やはりですね、農区長さんが言われても、やはり地権者並びにですね、防災対策は行政区長を中心にやっているわけですから、やはりこれはですね、いくら農区長さんが言われてもですね、やはりやるべきではないかと私は思っております。私はこのようなですね、対応を見ると配慮にかけた防災対策を計画されているのではないかとですね、非常に危惧しております。大川小学校をですね、災害から守るために薬師井堰を可動式にし、古屋敷の固定堰も撤去され、下流に水をスムーズに流す計画されていると聞いておりますが、期間と価格を教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

薬師堰をですね、転倒堰にする工事につきましては、平成の26年から28年でございます。事業費につきましてはですね、約6億円でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

平成11年のですね、水害で雨水橋の下流にある福岡市の導水管に流木やごみなどがつかえ、雨水、広田をはじめ、東区にも災害が広がり、その原因を解決するために広田井堰を撤去されました。しかし、水位が下がり、浸水のないはずの雨水が平成21年の水害では古屋敷固定井堰のすぐ下流でありながら、江辻山付近や雨水橋付近が家屋浸水、擁壁崩壊をいたしました。このように過去の経緯がありますので、雨水地区の皆さんはですね、水害に対して非常に過敏になられております。今回の水害対策について下流で生活されている住民の皆さんに説明をされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

この薬師堰が転倒堰になって一挙に水が流れるということについてはですね、まだ事業主体の福岡県農林事務所のほうでですね、その影響について調査しておりま

すのですよね、それが終わり次第、地元のほうには協議したいと思っております。  
以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

まだ調査期間ですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

はい、そうでございますが、この転倒堰につきましてはですね、現在の須恵川の転倒堰、これは一挙に倒れます。今の転倒堰はですね、多段階方式で倒れるということもございますのでですね、それとあと古屋敷井堰ですね、廃止いたします。これにつきましては一挙に崩さないということですね、福岡県の農林事務所のほうですね、そういう過程を踏んで、今成果を出しているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

これはですね、小学校の水害対策という観点から見ればですね、決っておかしくないと思っております。しかし、常にですね、水害に遭われる雨水につきましてはですね、水が固定井堰で止まっていたものが転倒堰で倒れる。固定井堰の古屋敷井堰がある程度支えていたのに、それも抜ける。そういった支えられていた井堰がですね、2つとも抜けられてそれであってもまだ水害に遭われていた。そういった中ですね、それがなくなったらどうなるかというたら私も不安でたまらんとお思いますね。ですから、これはですね、あくまでも全体的な完成が平成30年。うちのほうがですね、平成26年から28年、3年間にわたる6年を通してから工事を行うということに説明を受けましたけども、やはりですね、先ほども何でもそうですけど、予算、何もかもついて決められてるんだろうと私は思うわけですね。じゃあ、そういった小学校対策と考えると、じゃあ雨水だけがですね、反対してそういったことが止められるのかということとはなかなか難しいと思うんですね。ですからやはり事前にもですね、やはりまったく相談していないということですね、やはり区長さんでも何でも組長会あたりがありますから、そういったことはですね、やはり早めにですね、する方向がその方向であるならば早く伝えたほうが良いと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

議員が言われますように、下流に影響のあることですから、県の成果を待たんでもですね、そういう影響といたしますか、ということで地元のほうにはですね、区長さん通じてお話ししたいと思います。そういうことがありよるということをですね。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

ぜひですね、地元を重視でございますので、やはり説明はですね、忘れないように、遅れないようにですね、やっていただければ助かります。下流の工事もですね、大体進んでいない中でですね。どんどんと下流に水を流す方法は私は理解できないし、問題解決になるとは思えません。何か今回の企画はのど元過ぎれば熱さ忘れると思われるようなですね、稚拙な発想に思えてなりません。代替え案を提案したいと思いますが、もしよければ町長、計画を変更していただけますか。

◎町長（因 清範君）

代替え案というのをお聞きして考えましょう。

◎6番（因 辰美君）

それではですね、もしよければですね、計画をですね、ぜひ検討していただきたいと思います。私はですね、完全な防災はあり得ないと思いますし、自然の猛威には勝てないと思っています。岩手県釜石市に津波対策として総事業費1,200億円、30年を費やし、全長1,960メートル、水深63メートル、ギネス世界記録に認定されたスーパー堤防ですら3.11の津波にたった6分しか持ちこたえることができなかつたと発表されています。私は下流にどんどん水を流す対策ではなく、逆に下流に生活されている方のことも考え、一時的に水を調整する遊水池を数カ所つくってはどうかという提案でございます。

ご存じと思いますが、江辻の下水処理場横に桜に囲まれたグラウンドがあります。満開時にはそれは見事な公園に変わります。あれが水の調整を行う遊水池でございます。私は最初、川幅を2倍にする発想を持っていましたが、橋の架け替えや民家の買収もからんできますので、大がかりな事業になり、実現が難しいことから東中学校付近や大川小学校の対岸に遊水池を兼ねたグラウンドができないか。さらには、学校の運動場も遊水池にできないかと考えを持っています。水害がないときは、多種多様な利用が可能となり、グラウンドや駐車場、あるいは堤防に花を植え込み、町民の憩いの場や名所づくり、住民が集う祭りやイベントもでき、町が活性

化すると思います。また、多々良川の固定井堰も少し手を加え、美的感覚を備えた井堰にしてはどうかという提案でございます。先日、大分県の竹田市に日本一美しいダムと言われる白水ため池堰堤、通称白水ダムを視察して来ました。固定井堰を少し大きくしたのですが、水を溜めるだけでなく、水の流れと井堰の凹凸を利用した水のカーテンをつくり出しています。はっきり言って感動して見とれてしまいます。川を明るくするために、この裏技を取り入れてはどうかとう提案です。

以上、町長の回答を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

井堰というのは河川の井堰はもともと河川には障害物です。まずそれをきちんと捉えとっていただきたいと思います。河川の管理者はできるだけ障害物をなくそうと。それで井堰も2つあるものは一体にできるものであれば1つを撤去して一体にしてくださいと。そうすることによって河川の障害物が少なくなり、河川による、河川の流域による被害が少なくなるということが基本です。今おっしゃった遊水池としての農地の買収はというお話しでございますけど、これはですね、四国の四万十川、ご存じだろうと思います。あそこの両側の農地は国有地です。あれは遊水池としての国有地です。とても二級河川でそういったところはございません。まず、今のご提案は、実現すればどうかということもございませぬけども、河川管理者からすれば今の河川をいかに改良改善し、いかに流量をうまく下流に流すかというのが原則でございますので、今のご提案については今の計画をこちらに変更しますということはないかと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

先ほど工事費6億円ということですね、言われましたけども、私も農家ですから、よくわかりますけども、毎回水害で流れ込むわけですね。すぐその管理者の県が、じゃあ工事をやってくれるかと。ほとんどやってくれないですね。請願書とかいろいろ出させながらですね。そういった中で私は逆にですね、四万十川の今の両方の、両脇の、何ですか、遊水池、国有地と言われましたけども、私は県が買ってですね、遊水池をつくるべきだと私は思うんですけども、そういった要望はできませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず河川改修をすることが一番でしょう。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

河川改修、今ですね、記録的な雨量がありますから、それが確実になるのかということはわかりませんが、私はそういった6億円も使ってそういったものをつくるよりも、私は何十年に1回の洪水対策にそういったお金をかけるよりもですね、私はそういった地域に、また再度役立つようなことにもですね、検討してもいいんじゃないかなと私は思っております。ですから、私はそういった粕屋町のスポーツするようなですね、場所もあまりないですね、そういった処理場のですね、あそこの遊水池もですね、アビスパがですね、使っております。そして今はですね、ソフトボール等が使っておりますが、やはりそういったですね、育成も兼ねてできますので、そういった発想もですね、ぜひ頭の中に入れていただいております、今後のですね、対応をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

再度、今のことについての答弁ですかね。先ほどと。

◎6番（因 辰美君）

今後ですね、そういったところも考えていただいております、河川改修をそっちに進むのなら進んでも構いませんけども、やっぱりそういった地域を明るくすることもですね、兼ねてですね、そういった遊水池のやり方の方法もあるというですね、ことも頭に入れてですね、今後町政に当たっていただきたいと思っております。よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

十分に今のご意見、ご提案、参考にさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

それではですね、今後、洪水がないことを祈りながらですね、それとまたぜひそういった良いこともされるかもわかりませんが、逆にマイナス部分もありますからぜひそういった説明をですね、忘れることなくですね、やはり対応していただきたいと思ひまして、一般質問を終わります。

以上です。

(6番 因 辰美君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

5番、久我純治議員。

(5番 久我 純治君 登壇)

◎5番(久我純治君)

議席番号5番、久我純治。通告書にしたがいまして質問します。駕与丁公園は、町民の誇れる公園のはずなのに、について質問します。この公園は、粕屋町が県内でも誇れる公園で、周囲が約4キロ余りで、福岡市が誇る大濠公園の倍の広さで立派な公園です。ですが、野良猫の天国であり、周囲の整備が行き届いていません。皆様ご承知のように、駕与丁公園の一年を通じ、桜祭り、バラ祭り、花火大会、よさこい等、多くの町内外の人達が集い、我が町が自慢の公園だと思っています。ところが野良猫が多く、一年半ぐらいの間に約50匹余りのネコがボランティアの人たちの手によって不妊手術、去勢手術を受けて耳カットのネコが増えていますが、やってもやっても新しく野良猫が増えていきます。その費用でも約40万円ぐらいになると思ひます。せっかくのボランティアの人たちの苦勞が報われないように感じます。その捨て猫を球場横の森がいい車からの捨て場になっているそうです。森と言えば森でなく墓地です。あれ放題の墓地です。草ぼうぼうです。手前のほうはいいのですが、奥のほうは倒れかかった墓、倒れた墓石です。球場は、今からナイターのシーズンです。昼間でも不気味なところ。夜はなおさらです。野球する人たちも町内外から多くの人たちが集まって来ています。公園だけでなく、ドームやさくらホールがあり、他町にはなく我が町の誇れる公園です。せっかく良い気持ちで散歩していてもこういう状況では不快感を抱く人も少なくありません。駐車場も少なく、何かあると路上駐車が多く、警察の注意を受けています。墓地の広さは約2,700㎡ぐらいだそうですが、この土地も地権者は酒殿地区だと聞いていますが、町としてはこのままでよいのでしょうか。墓の地権者の中からも何とかならないものだろうかという声も出ております。酒殿区のことだからと言うかもしれませんが、何らか良い方法はないのでしょうか。墓を集めて寄せ墓方式、納骨堂方式にすれば残りを駐車場として活用できると思ひます。野良猫のほうも平成11年6月議会で飼い犬、飼い猫糞害防止について質問した折、町全体のこととして条例化



を検討すると答えでしたがどうなったのでしょうか。行政の考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

久我議員のご質問にお答えいたします。駕与丁公園は、平成2年度、3年度に遊歩道、駕与丁大橋など整備され、平成4年に開園されまして20年が経過しております。その間、バラ園などの施設も拡充され、町民方のみならず町外の方の来園あり、多くの方の憩いの場所となっております。ご指摘の猫を減らす対策としましては、平成23年度に駕与丁公園内の飼い主のいない猫との共生活動支援事業実施要綱を策定いたしております。これによりまして、獣医師、ボランティアと連携し、猫の不妊、去勢手術を平成23年10月から実施しているところでございます。実績としましては、平成23年10月から今年の5月まで56匹の手術を行っております。残りは50匹程度でございます。今後も猫との共生活動支援事業を続けたいと思っております。また、ご指摘の野球場横の墓地、酒殿区有の墓地でございますが、これについてでございますが、この集落の共同墓地のため、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、権利者が墓地の整備計画を策定されて、残地を町への借地、または売買の申し入れがあれば公園の駐車場として可能かと思っておりますが、現在まだ策定されていない段階で、積極的な申し入れはまだかと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

猫の件は飼い主のマナーの問題もありますが、心ない人たちによって猫自体が悪者になっています。公園内の猫問題です。家庭のことが一番原因になっているのではないかと思います。生まれた子猫をどうしようもなくほったらかしたり、公園などに捨てて悪循環になっていると思います。捨てる人は町内だけでなく、町外の人もいると思います。一日も早く罰則の付いた条例でもつくらなければならないと思います。墓の問題は、時間はかかるかと思っております。区のことだからと言わず、公園の一部みたいなところですよ。私も区の人元その墓地を利用してあることに7人ぐらい会ったんですが、自分たちは墓を掘り返して全部お寺に預けているというようなことでした。今から球場はナイターのシーズンに入ります。区のことだからと言わず、まず町から話しかけてはどんなふうですか。せっかく我が町の素敵な公園です。ジョギング、散歩の人たちに楽しめる美しい公園にしたいものです。酒殿の墓の地権者の人たちもどうしたらいいか迷ってあると思います。ぜひ町のほうから

でも話し合いに望んでほしいものですが、行政としては再度どんなふうな考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

現地を見てどういう状況かを調査をしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

先日、執行部の方と話したんですが、執行部の人は現状を見てあるんですね。ですから、できたら町のほうから話しかけてもらわんと、行政区としてはどうしようもないからというか、この前返事して私も部長には言ったと思うんですけど。ぜひこれ先々の時間かかるかわからんけどですね、せっかくのきれいな公園なんですよ。だからできることできんことあるかもしれませんが、これは可能なことと思うんですけど、ぜひ進めていってやりたいと思うんですが、もう1つお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

調査をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

この質問に対しては一応進めるということによろしいんですか、私の解釈で。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

調査をさせていただきます。これは墓地の関係はですね、ややこしいんですよ。まず調査をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

以前この墓地の問題で話があったんですけども、要するに地権者じゃなくてお寺と墓地関係の石屋さんが話して利益のことばかり優先だったから許可が下りんや

ったというような話を聞いたんですけど、今のような話で進むと、これ町の駐車場とか何かで使えるんだっただけですね、課に話を進めて差し支えないかと思うんですが、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

調査をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

調査はわかってるんですが、とにかくする気があるかないかだけなんです、私が言うのは。

◎町長（因 清範君）

調査をさせていただきますということは、する気がなければ調査はしません。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

そしたら話進めるということで私自身で解釈してよろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

そこはですね、なかなか難しい質問だと思いますよ。ですから、あなたがそういう解釈されたらあなたのものであって、調査するというものですからまた後日でも、どうでしょうか。

◎5番（久我純治君）

では、この件については、よろしくをお願いします。

そうしたら2問目に参ります。粕屋町自身、地の利を活かしたマスタープランはできないのですか。粕屋町は他町にない地域的にも有利で地の利がとてもよい今までは自然のままに発展してきましたが、今後は独自に地の利を活用した町の活性化に努めなければならない。またマスタープランを考えなければならないと思います。誰もが知っているように粕屋町はとても地の利がいい町です。町全体が狭く、その中にJRの駅だけでも6駅あり、高速道路のインター、また都市高速、博多駅まで約10分余り、空港までも10分余り、福岡県庁まで6キロ以内で緑の多い、川と池の多い素敵な町です。人口もどんどん増えてきましたが、定住者だけでなく、借家の人が多いのです。出生率は全国で1、2とか言いますが、定住者にすぐに結びつくものではありません。待機児童が毎年増え、保育園も足りません。

もちろん小学校のほうもですが、それもこれも粕屋町が地の利がよく、便利なところ。住む人によってはとても便利で都合のいい町です。商業のほうはどうかというと、大型商業施設が近くにあり、博多駅までも10分余りで行き、個人商店は成り立っていき、小売店はどんどん減っています。町長はよく粕屋町にメインストリートをつくる、また小売店を増やすようにと言われますが、今の粕屋町にどこにどんなふうのできるのでしょうか。それこそ時間がかかり、以前の原町駅の再開発の話が出ましたが、無駄に終わりました。粕屋町は用途、地域、名称では、全体で674.8haあります。その中で、第一種定住住所専用地域が122haで、全体の18.074%です。建ぺい率でいう40の60が89ha、50の80が33haの2種類あります。第二種定住住居専用地域が44haで、50分の80の建ぺい率です。全体の6.58%です。用途地域全体とは言いませんが、せめて第一種定住の40の60のところの部分で50の80にできないものではないでしょうか。それか原町駅でも長者原駅でも構いませんが、半径2キロ以内の40、60のところを50の80にしてみてください。このままでは地下は下がり、財産価値も減り、また40坪の土地では3世帯の入居するような家は建てることはできません。昭和45年頃米国によって日本人は鶏小屋に住んでいるのかと言われたのをきっかけに、核家族が始まり、核家族に当たり前になった今、親子の絆はなくなっております。保育園も生後3カ月から預けてもらい、小学校3年まで学童に預ける。小学校になっても家に帰っても誰もいないからです。また夫婦共稼ぎをしなければならぬかもしれませんが、50分の80の建ぺい率になったから全部の家庭で3世帯で住むとは限りませんが、2世帯、3世帯で住みたい人たちもいるのです。それこそ土地の利用であり、財産価値も上がり、町とすれば固定資産税も増えるものです。子どもも自分の親が、じいちゃん、ばあちゃんをちゃんと見ていると必ず子供たちが大きくなれば自分たちの親を見ることもできます。それこそが家族の絆です。今の世の中、絆が崩れて親子で殺し合ったり、孫がじいちゃん、ばあちゃんを殺すようなことも珍しくありません。それこそ日本人の恥です。用途地域の問題は、県のほうに聞くと、粕屋町自身の問題ですと言っています。町長が言っているように思い切った決断で変更やったらどうですか。また、今まで町長ができなかった問題ですが、数十年前のマスタープランが未だに生きています。もう変える時代が来たのではないのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

マスタープランの変更についてのご質問だと思いますけども、これは22年に後

期の計画をしております。そういったことでよほどの特別なことがあれば別ですけども、ただ単に今おっしゃったような質問のようなことでマスタープランを変更するということはですね、大変難しい問題でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

そうすると粕屋町というのは20年後じゃないとこんな土地の活用型、よく町長が言われるような活用型ってどんなことですか。再度お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まだ市街化区域がたくさん残っております。そしてまた高規格道路の沿線に面した農地も残っております。そういった部分を有効に活用して、自主財源をつくっていかうということが私がお話ししております豊かで安全安心のまちをつくるには、やっぱり自主財源を自分で使えるお金を生むところもつくらんといかんというようなことで言っておりますので、久我議員さんの質問の中身とはかなり違うようでございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

要するに今ある農地なんかを宅地に変えるということになると個人的な財産だけで終わると思うんですよ。よく大企業の誘致はよく言われますけども、それは一部の地権者の人だけの有利な条件であって、今ある現在の土地を活かして私は活用してほしいというのをよくよく言ってるんですが、これに対してのお答えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

久我議員がおっしゃっております建ぺい率・容積率のお話でございますが、これにつきましてはですね、商業地区や準工業地区では率を大きくしましてできるだけ床面積を多く取っております。また低層住宅専用地区では、高い建物が建たないように、また住宅がひしめき合わないように建ぺい率や容積率を制限し、ゆとりのある住空間の確保を目的としております。ご質問の建築制限の緩和につきましては、

地域の意見を十分に聞きながら、今後適切な建築物の区域分けを行っていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

以前も私言いましたけど、さっきの答えは同じような答えだけです。ただ、私がいつも言うのは、今ある土地の活用を考えてほしいんです。新しくできるのは今から先のことですからどげんでもなると思うんですよね。ただ今まで住んであるための土地、一種定住というのがその何十年前の話なんです。それを未だにやっていくという、この粕屋町自身の地の利がですね、活かしてないと思うんです。これが福岡市だったらどうですか。仮に大濠公園のとこやったらですよ。博多駅からコンパスでぐるっと回すと駕与丁近所になるんですが、地価でも10分の1なんです。実際、市内の人に聞いたら粕屋町は良いところですねと言われるけど、実際は来たこともない、見たこともないという人ばかりです。要するに、机の上でマスタープランを立ててあるからです。だから、現実におられる粕屋町の執行部の人たち自身がですね、もう少しその分を考えてですよ。県がマスタープラン立ててるからじゃなくて、粕屋町が昔の考えじゃなくてももうそろそろ考え方を変えていいんじゃないかなと私、思うんです。そして、さっき言われたように、居住区域の高さが10メートルで決まっております。ただ、前から言うけど、40坪の土地の20の20で40坪でどこに景観が悪いんですか。それは前も言いましたけど、どんなふうが悪いかそれを説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

くどくなりますが、今年の1月ですね。福岡都市圏の中の福岡市がこの容積率を緩和しております。これにつきましてはですね、165㎡以上、坪に直しますと50坪以上の土地につきましてはですね、容積率を80%に緩和しております。そしてまた、これに壁面後退1.5メートルを加えますとですね、行う場合は、建ぺい率を50%にしております。先ほど、久我議員がおっしゃいました40の60をこの壁面後退を入れると50の80ということで区域分けをしておりますが、同じ都市圏でございますのでですね、もし粕屋町が行う場合は、こういうふうな形になるかと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

50坪以上持つてあるところはいいんですよね、約60坪ですから。ところが現在持つてある土地というのは私たちも来たときは40坪が上限やったんです。40坪以上の分譲地だったんですよね。だから今現在ある土地のことを私はいつも言ってるんですよ。だからもうそろそろ代替わりで家を建て替えようというときに、今おっしゃるようにすると24坪ぐらいの家しか建たんから、できたらこれを何とか緩和してできる。それを県に聞きに行くと。用途地域変更は粕屋町の問題ですとはっきり言ってるんですよ。だから少しは考えて、昔からあるからじゃなくて、景観が悪いからじゃなくて、そしたら結局駅前のとこなんかびしっと建ちますよね。日照権問題とかありますよね。結局建ぺい率の問題でほんとひとつで片づけていくわけにいかんと私は思うんですよ。だからそこの緩和を何とか町でできることやからできないんですかって言ってるんです。それだけです。

◎議長（進藤啓一君）

質問ですか。松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

先ほど答弁いたしましたようにですね、地域の方の多くの意見があればそこ中でまた協議していきたいと考えています。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

これ以上言うと悪循環になりますけども、地域、地域とおっしゃりますけど、一応粕屋町が主導権を持つてですね、こんなことはやっぱ進めていくべきと思うんですよ。だから悪いことなら私は何も言いませんけど、ぜひ今粕屋町がどげんかするかということ考えてですね。確か、粕屋中学の沿線をどうのこうのの話だと思うんですよ。ところが今言うように、粕屋町の中で商店街はのうなっとしまいよる。商売できんごてなる。こんな土地にあと何をするかということ土地の活用だけと思うんですよ。これ以上は私言いませんけど、とにかく地域の人じゃなくて、町指導でも結構ですから、とにかく今から先、そんなことはあるということを考えてってください。これで私、質問終わります。

（5番 久我 純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

13番、山脇秀隆議員。

（13番 山脇 秀隆君 登壇）

◎ 1 3 番（山脇秀隆君）

1 3 番、山脇秀隆です。今回から一問一答方式ということで質問が始まりました。通告書に質問の要旨をまとめて書いてありますので、その辺は省かせていただきたいと思います。

まず、土地開発公社が抱える土地は、スポーツ公園用地及び自然ふれあい広場用地と現在はこの2カ所になっております。いずれも駕与丁公園を起点に取得されたものと考えられますが、町長にはじめにお伺いしたいんですが、粕屋町の顔といえど何を想像されますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

J Rの駅と駕与丁公園とっております。J Rの駅は町の顔ということでほとんど私が手を掛けてきました。1つはJ Rの駅だろうと思います。そしてもう1つは、駕与丁公園だと思えます。あとは住みやすく環境がいいまちというふうな若い方は言うてございますのでそうだろうというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 1 3 番（山脇秀隆君）

J Rの駅と駕与丁の公園、確かに私もそのように感じます。駕与丁公園は、歴代の町長が力を注いできたことは周知の事実だろうというふうに思います。駕与丁池を中心にその周りには粕屋ドームやプールといったスポーツ施設が設けられ、その横にはサンレイク粕屋という560席を要するホールを備えた多機能型の生涯学習センターがあり、そして行政の拠点である粕屋町の庁舎と健康センターが連動し、J R長者原駅からの導線として歴史資料館を備えた図書館である粕屋フォーラムも建設しております。駕与丁公園を粕屋町の顔といわなくて何を顔というかというふうに思っております。この駕与丁公園を粕屋町の顔と見据えたが故に、歴代の町長は、この2つの大きな土地の購入を進め、その利用目的としたのも名前のごとくスポーツ公園や自然ふれあい広場として町民の憩いの場を提供せんがためのものであったろうと解釈しております。しかしながら、土地の取得が行われて以来、バブルがはじけ、日本全体の景気が低迷し、未だにデフレ経済からの脱却は困難な状況のもと、こうした公共の施設建設は敬遠されてきたのが事実だろうというふうに思います。平成23年度で、スポーツ公園用地、いわゆる岩田屋産業跡地は3分の2が売却され、残る3分の1も一応の売却の目途は立っていると聞きます。しかしながら、ここで大きな問題に直面いたします。1つには、売却代金と簿価価格とのかい



離であります。平成23年度決算報告では、今回の土地の売却による簿価割れで7億6,000万円の未処理欠損金が平成24年度に繰り越しされました。これまでは1年の短期で現時点の簿価価格を金融機関から借金をして、利息を払い続け、利息の部分が簿価価格に上乗せされ、毎年措置の簿価が引き上がっていくのが実状でありました。平成7年に購入して以来、今日までにいくらの利息が上乗せされたかご存じでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。これは決算資料に基づいた数字ということで法定報告の中に出しとった数字になるかと思えますけど、自然ふれあい広場につきましては、利息が期末残高で868万5,000円になっております。スポーツ公園広場用地につきましては、利息分が2,687万9,000円でございます。もう1カ所、福岡東環状線の道路代替地につきましては、売却が済みましたので決算上はゼロということになっております。

以上です。

◎13番（山脇秀隆君）

スポーツ公園用地は7年間で支払った利息が2,000万円という話は違うでしょう。これは今回の決算の残であって、今まで投入した利息は2,000万円ちょっとじゃないですよ。スポーツ公園広場用地。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

今、おっしゃいましたのは、私が申し上げましたのは23年度末の残高ということで、期首残高で言いますと、議員がおっしゃいましたように1億700、利息分としましては1億720万円がスポーツ広場用地分でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

坪単価で計算すると約22万円で購入したものを、約10万円で売却したという形になるんですけど、相当な損失が出てるふうに感じます。3分の1の残りの土地も簿価割れが予想できますし、欠損金額は全体で10億円程度になるのではないかなと予想します。これほどの金額をですね、金額の処理を今までどおり借入をして

簿価価格に乗せていくのか。それとも決済をして利息を取り止めていくような形を取るのか、起債として残していくような形を取るのか、今後の取り組みを町長に聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。国が行っております土地開発公社の解散につきまして、この解散についての起債が1つは受けられるという1つの方法でございます。しかしこれはもう普通の起債でございます、交付税の繰入とか、そういったことまったくございません。ご承知のとおり、現在の起債額は、と申しますか、公債比率は18%となっております。これを満額借り入れて解散をとということになりますと、18%を超えて、先ほどから午前中質問がありましたように給食センターの建設もあります。学校の子どもの増加によつての教室の増床、その他いろんな行政の政策をやっているかなければいけませんけども、これが開発公社のためにすべてができないというようなことはですね、とても町民の方は納得されないだろうということから考えますと、別途の方法も考えて簿価割れの負担をある程度長期になろうかと思っておりますけども返還していくというような方法でしかないのかなと今の時点ではですね、そういったことで考えております。もちろん再度具体的には第3校区の土地もございまして、高速の向こう側の緑地というか、あそこは開発公社の土地が7,000、それから町有地含めると2万程度の広大な用地がございまして、これをどういった方法で売却をしていくかということも1つこの全体の負担を縮めるという方法だろうと思っておりますし、今後真剣に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今のちょっとお話を聞いてるとですね、基本的に一時的には返済はできない。で、土地開発公社、第三セクターと改革推進債というのが解散するに当たっては使えるけれども、その起債をすると公債比率が18%に上がってしまって非常に厳しいものになるのというお話しに聞こえるんですね。ということは、土地開発公社の解散はしないよという、しばらくはしないよという考え方でいいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まだ具体的にですね、本年度中にその方法を十二分に検討して、今後の行政にこのことがもろにしわ寄せが来ないような方法を検討してまいります。山脇議員がおっしゃるような方法になることが濃いのかなということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

この簿価価格の上昇を防ぐには、土地開発公社の早期解散が必要になります。土地開発公社が解散するにせよ、土地開発公社には町が100%出資しておりますので、残された債務はすべてやっぱり弁済しなきゃいけないんですね。弁済して、その債務は粕屋町が負わなきゃいけない。この図式っていうのはもう変わらないわけですね。今言ったように、簿価割れをした残されたお金、約10億円ぐらいなるかもしれませんが、その10億円というのは土地もなにもなければ売っちゃったもんだから残った、簿価割れをした今までつぎ込んだお金ですよ。それを何かで返していかなきゃいけないという現実が残ってくるわけですね。だから今言ったような第三セクター等推進債を使って、お金借りていいですよという制度があるわけですね。これは時限措置であって平成25年までが期限を切られてるわけですよ。そうすると今町長が言われた何らかの方法というのが見つからなければ、この第三セクター等改革推進債を使わなければいけないということになるわけですね。そうするとこの解散の時期というのが非常に早急な行動を起こさなきゃいけない。もうあと1年、来年度でしまえるわけですから。そうするとこの解散をするですね、手順というのがあると思うんですよ。理事会、理事会で、要するに第三セクター等改革推進債を使う場合には、まずそれが使えるということが前提で理事会にかけて許可をもらわなければいけない。その許可をもらってはじめて解散をするという方向に出て、そういう流れがあると思うんですよ。その時間的余裕がですね、ないと思うんですよ。今、理事長不在ですよ、土地開発公社。任命権者である町長がまだ理事長を指名していません。だから今代行で総務部長が代行してますよね。こういう喫緊の課題を抱えている、重要な案件を抱えている時期にですね、理事長が不在ということもですね、非常にこれは大きな今後の問題になってくると思うんですね。その辺も含めて、もし解散の手順がわかればその解散の手順を教えてください。どういう形でこうやってこうなっていく。その時期がいつまでだ。とにかく時限措置で、平成25年までと決まってるわけです。お金使える、借りれるのがですね。だからそういうことも考えて、手順と時期的なもの、いつまでに解散を決定しなければいけないとか、そういうものをちょっと教えてください。あと理事長の問題も含めて。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

山協議員がおっしゃられますように第三セクター等改革推進債については25年の時限の措置でございます。24年中には、年度中には県のほうに借入の申請を、これは町長部局のほうからやらなければ間に合わないという手順であります。それにつきましては、おっしゃられるように早急に公社としてどのように今後方向性を決めるかというのを理事会等でご審議をお願いしていくということになりますが、さっき言いましたように、債務について、簿価割れも含めまして、元利償還については全面的に町が債務保証をいたしておりますので、町長部局とご相談をしながら早急に結論は出していく時期にもう来ていると、議員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

理事長の関係は町長、何かありますか。

◎町長（因 清範君）

理事長の関係でございますけども、今までは副町長が理事長をしておったということでございます。しかし、副町長置いておりません。まったく置かないということではございませんので、置いた時点では副町長が理事長になるということになると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今、今年度中にですね、県の借入の申請を行うと。理事会にかけて解散の是非を問うというお話を今理事長代行がね、されたんですね。今のお話だと副町長を任命して副町長が理事長の任に当たるというお話しですよ。そしたら今年度中に副町長は決まるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今年度中という話もですね、確約はできませんけども、ただ開発公社のために副町長を置くということではございませんので、また置きませんということでもございません。できるだけ段階で置きたいというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

先程来からこの相当な債務を負うわけですね、粕屋町は。これへたしたら今言われましたように公債比率が上がってしまうという現実もそこにあるわけですね。それが例えば理事長、代行には申し訳ないですけど、責任を例えば取れるんでしょうか。そこら辺が僕はよくわからないですね。任命権者は町長なんですね。だから別に副町長じゃなければいけないという話でも逆に言うとなんではないかなと。この大切な時期、要は解散を早急に決めなければいけないという現実がそこにあるわけですね。その中で理事長不在がいいのか果たしてという問題はじゃあどうでしょう。理事長不在でも大丈夫というふうに思いますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

大丈夫というわけではございませんけども、十分理事長代理がその職を十分に果たしているというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

この間ですね、理事会のときに副理事長にいろいろ聞きました。これは決断は、副理事長がやるんですかと聞いたら、いやそれはちょっと町長に聞かないとわからないと言われたんですよ。これはどういうことかということ、町長の意向が基本的には副理事長の代行の意向なんですね。ということは、町長はこの件について責任を取れるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

第三セクターで土地開発公社をつくってますけども、これは町のほうから仮に先買いをしとってくださいということで今問題になっている用地についても開発公社で先にとりあえずお買い求めいただいたということでございますので、これを開発公社の皆様方責任取ってくれということではないと思いますね。やっぱりその責任は町側にあるというふうに思ってます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

この第三セクターの問題はですね、どこかちょっと忘れましたが、責任追及されて賠償したところもありますよ。町民から訴えられて。そういう案件ですよ、ここは。そこの長がね、不在で解散できるのかってという話なんです。それで解散してもオーケーなんですか、不在で。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まだ解散をするのか、解散ができるのか、するのかじゃなくてできるのかどうかということもございます。十分手法は2つぐらいしかないと思いますね。解散するか、このまま開発公社残して少しずつ簿価割れ分を弁済していくという方法2つしかないと思います。そういった中で、理事長がおらなければできないとか、ということであれば今の理事さんの中からどなたかを指名すると、指名してお願いすることになる、どうしても理事長がということになればそういうことになる。まったくその外部からぽっと来たって今までの経緯はわかりませんので、そういうことでもいいのかということになりますけども、そこら辺は開発公社の関係の・・・からいらっしゃる方々のご意向も聞きながら考えていきたいと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今度はですね、話がですね、解散するかせんかわかりませんという今度逆にそういう話になってしまったんですね。ほとんど私の言っている中身で大体進んで今いきますよという話を聞いてて、いきなりここでですね、町長は、解散するかどうかかわかりませんという話にまた戻ったんですね、話が。そうでしょう、そうですか。どうかかわからないということですよ。

◎町長（因 清範君）

今のところどうかかわからないということですよ。解散するか。解散するかという、解散ができるのか。簿価割れ分も全部埋めんと解散できませんから。そこらの手当がね、その起債は借りることが、借りることができるかどうかもわかりません。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そのですね、借りるかどうかかわからないことをかけなきゃいけないんです、理

事会に。でしょう。違うんですか。ちょっともう一回、解散の手順をもう一回詳しく教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

先ほど早急に結論を出さなければいけないと言ったのは、あくまでも解散すると仮定した場合ですね。前提にした場合は、改革推進債という起債を借りるというのも1つの方法であり、その起債を間に合わせるためには早く結論を出さなければ、借りるか借りないかという結論を出さなければいけないということで私は先ほど説明したつもりでございます。町長は、それを借りるも1つの方法であると。これ借りるなら解散を前提としたものじゃないと借入はできませんので第三セクター等改革推進債を借り入れるということは解散ということになると思いますが、借入につきましては、先ほどから町長申し上げましたように、実質公債比率の問題、これとそれと起債を借りる説明責任等々も発生します。もう1つの方法としては、まだ資産としてはふれあい広場も残っておりますし、そういったのを運用しながら簿価割れの分については年次計画で精算していくと。そういうふうになりますと解散時期につきましては遅れると。解散をしなくて保有している土地を処分する方法を模索し、さらに損失分については年次計画といたしますか、一般財源のほうから補てんしていくと、そのようなかたち等が考えられるということで町長は述べたというふうに私は捉えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

解散の手順はね、言わなかったんですけど。逆の見方したらですね、解散しませんでした。ここに約7億6,000万円、未処理欠損金というのが今年度に来ましたよね。この処理は何かで借入するんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

補てんの方法はいろいろあると思います。今簿価割れが3校区残して7億円ほど出ています。それは、それについては一時借入をして、年度ごとに、先ほど部長が申し上げましたように、年度ごとに返していくというような方法になろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

土地開発公社がそれをやっていくということですよ。解散してないわけですから。それは今度は土地がないものに対して担保補償というのは町がまたするということですか、新たに。そういうことになりますよね。土地開発がまた借りるのは土地があったから借入ができたというふうに私たちは見るんですけど、土地を売ってしまったあとに残った借金があるわけです、差額が。赤字補てんしなきゃいけないですね。これを一時的に今改革債が使えないということだから、借入ができないんですよ。処理ができないんですよ。ということは、このお金はどっかから持って来なきゃいけないんですよ、7億6,000という。だからこれをどこかに借りるにしてもこれ起債に当たらないんですか。その今言った公債比率アップにはつながらないんですか、このお金というのは。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

損失補てん分、この分は、公社で借入ということになります。一時借入という形です。それでこれについての公債比率とかの健全化比率に反映するかという問題のご質問だろうと思いますが、実質公債比率には反映いたしません。ただし、その分は一般会計の債務負担の行為の範囲内ですので、将来負担比率に反映してくるものだろうというふうに事務処理的にはそのように今考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そうすると今後とも土地開発公社に利息分は一般会計から補てんをしていくという形がまだ続くということですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

そういうことになります。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）



いずれにしてもですね、あそこ3分の1残っている校区も簿価割れしますよね。自然ふれあい公園もきっと簿価割れして売るような形になると思います。そうするとあそこに町有地があります。今言った2万㎡あると今言われましたよね、町有地が。それと合わせて売るような形になると思うんですね。当然その土地も簿価割れ、簿価割れした分と同じ金額で売るような形になると思うんですね。この辺の損害額というのは今後どんどん出てくると思うんですね。それをどんだん利息をかけながら一般財源から繰り出しながらやっていかなきゃいけないというのが続くということですね。まだ解散をしなければですね。これが1点ですね。もう1つには、今まで大きなイベント等がありましたら、その岩田屋産業跡地が駐車場として使われてましたんでだいぶ駐車場の機能として活用してました。しかし、売却されたためにですね、駕与丁公園や近隣の公共施設での催し物のときに、駐車場スペースが不足しているんじゃないかというふうに思います。これはどのように解決されますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

すぐ近くに畑のですね、休耕したところがございます。ので、そちらのほうに相談を持ちかけてその一部を借りることができれば若干の駐車場の確保はできるかなというふうに思ってます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

駕与丁公園敷地賃借料165万1,000円、今ドームの側に駐車場借りてますよね、道をね。ここの休耕地の借り入れ規模はどのぐらいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

教育次長のほうにお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

面積的には8,000㎡ぐらいで、年間、今㎡当たり500円年間払ってますので、そこになると大体300万円から400万円近く払う形になるかと思えますけども。正式な数字はちょっと総務課のほうに上げてますので。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

今の教育次長からいただいております、私は資料をいただいております、今教育次長、資料の手持ちがないということでちょっと数字が曖昧でしたので、今隣接するところで約4,000㎡ぐらいというふうに考えておってください。

◎議長（進藤啓一君）

駐車場のこと、さて置いてですね、土地開発公社に直接関係ございました1点目についてお答え願います。1点目、何かおっしゃったですね。これとおっしゃった。駐車場の前にね、土地開発公社のこれとおっしゃった・・・。

◎総務部長（田代 眞君）

山脇議員の質問の中の2点目が、駐車場の少なくなった分の代替地といいますか、を考えているかということで町長のほうから隣接する農地を検討しているというか、今後考えていきたいというふうな回答があったと思います。1点目が、今23年度決算でも損失金が出ておると。その分の解散しない場合は、補てんをしていくのかと、続けていくのかというご質問ということでよろしいでしょうか。

おっしゃいますように解散をしない場合は、第三セクター等改革推進債の借入はできませんので、その分については、損失として残っていきます。その分については公社で借入をいたしまして、その分の補てんは一般会計のほうから補てんをしていくというふうに事務処理的にはなろうかというふうに考えております。

以上です。

◎総務部長（田代 眞君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

私が手順を聞いたのはですね、改革推進債を使うにしてもですね、理事会と議会の議決が必要だと思うんですね。だから使う使わないというよりも、まず使えるかどうかをまずやらなきゃいけないという作業をしなければいけないと思うんですよ。そういう時間のね、使えないという部分もあると思うんですよ。話によっては。だからその作業の工程が僕は聞いたかったんですね。だからそれが今言ってごてごてになってしまったら、ああやっぱり解散しようと言ったときに、いやもう間に合いませんということがないようにしていただきたいというのがやっぱりひとつあります。その辺がちょっと心配だったんで、その手順をさっき聞いたんですね。わかりました。であと、駐車場なんです、例えば自然ふれあい広場の売却って今回の理事会では全然まったく話が上がってこなかったんですが、この売却の予定って町長

あるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

確実な予定というのはございません。ただ、できるだけ売却をしたい。それは私も現地に行きましたけども、現地に行って見えますとですね、今の旧岩田屋産業跡地よりも住宅地にはもう絶好の場所です。景観はいいしですね、というようなことでそういったことで売却をできるだけ早くしたいというふうに思ってます。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

それは町有地と合わせて売却を考えるという考え方でいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町有地と合わせてにおそらくなるだろうと。また、ずっと周囲がですね、大隈の財産組合の土地がかなり広くございまして、おそらくそちらのほうとも開発をする業者があらあら決まりますとそっちのほうにも話が行くのではないかというようなところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

これは坪単価5万6,000円で購入してるんですね、平成12年1月に。坪単価5万6,000円、これいくぐらいで売れると思います。

◎町長（因 清範君）

それはもう鑑定士でございませぬので、僕があそこが今の、今売却したセキスイハイムの土地がですね、その半分ぐらい43%ですか。売却価格は。そんなに安いね、なったんかなと私はびっくりしましたよ。ですから、向こうにつきましても山協議員の質問にいくぐらいだと思いますと思うという話してはちょっと答弁はできないんじゃないか思います。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

危惧してるのはですね、結局22万円で買ったものを10万円で売ってるわけで

すよ。5万6,000円で買ったものを当然半分で売るっちゃんないかと思うわけです、こっちは。ここがそうだったから。だからそういう発想になります。そうすると町有地を含めて今売られるということだったら相当な額な僕は損失が出るんじゃないかなと、ちょっと危惧します。もしその辺があります。

それと、自然ふれあい広場は1億3,000万円の簿価原価で大体800万円ぐらいの利息を積み上げています。それは簿価価格として上ののっかってるわけですね。それが足された分が毎年の借入金に充てられて、その利息を町が補てんしていると、そういう状況をつくってるんですね。先ほど休耕地、畑を駐車場にするって言いましたね。ここを今次長の話では、300万円から400万円毎年かかりますよ、いうお話です。今、自然ふれあい広場に毎年補助金で上げてる利息っていくらでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

自然ふれあい広場用地に対します利息分の、これは簿価としての増加部分でお答えしたいと思います。103万4,000円でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

103万円ですよ。毎年103万円がいいわけですよ。ところが、駐車場を借りると3,400万円毎年かかるわけですね。そしたらせっかくあるものをね、何で利用しないんですか。うちの町のもんでしょう、自然ふれあい公園。あそこ簡単に造成できますよ、駐車場に。そういう考え方もあるんじゃないですか。売ることばかりを考えないで。造成してたらたぶん土地も売りやすいと思います。そういう方法を取ることもですね、やっぱり考えていかなきゃいけない。何でも借りればいい。あるものを使わないですね、今。あるものを使ってない。これが今現状だというふうに思います。土地開発公社の解散はですね、喫緊の課題であると思います。当然、昨年町長なられる前は、土地開発公社の幹事として因町長はその任に当たってたわけですね。そのときに意見書じゃなくて、監査報告では早期の解散って因町長も言われてたんですよ、早期の解散。今それがわからないという状況ですよ。だから私は解散は喫緊の課題で、その決断をこの迫られる時期にですね、やっぱり理事長が不在ということは大きな痛手であろうかというふうに思います。この辺はしっかりですね、今後検討していただいてですね、私が検討と言うのもおかし

いですが、しっかり実行していただいて土地開発公社の解散がスムーズに進められるよう理事長も早く決めていただくことを要望して次の質問に移りたいと思います。

次の質問に移ります。公共施設老朽化対策について質問をいたします。先程来からの質問の中に老朽化した学校給食センターであるとか、井堰であるとかですね、いろいろ出てきたと思います。これまでの我が国で蓄積されてきた社会資本ストック、資産ですね。は、私たちの日々の生活を支えるとともに、産業活動の基盤となつてまいりました。しかしながらこれらの社会資本ストックは、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、今後その老朽化が問題になっております。仲原村と大川村が合併して55年になると思いますが、建設後50年以上経過する社会資本というのを想像しますか。社会資本。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まだ建築物では50年を経過したものは粕屋町にはない。あるとすれば、橋梁もないですね。県内で言えば、名島大橋ぐらいがそうかなと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

粕屋町にはないということなんですけど、社会資本、50年以上経過しているというのは道路橋梁や水門、河川管理施設、下水道管渠というのが上げられます。2029年度には、建設後50年以上経つ割合が道路橋梁や河川管理施設で51%、下水道管渠が22%と、今後の維持管理費や更新費が増大することが見込まれています。当然粕屋町もいずれはこういう時期が来るということになるかと思えます。これまでは発生する損傷等に対して個別事象的に対処してまいりましたが、今後高齢化した社会資本の割合が急速に増えていくことにより、致命的な損傷が発生するリスクは飛躍的に高まることになります。厳しい財政状況の中、先程来から厳しい厳しいというお話しが、財政的にですね、ありますけれども、そういう厳しい財政状況の中、施設の状況を定期的に点検、診断し、異常が認められた場合、致命的な欠陥が出る前に速やかに対策を講じ、コストの縮減を図る予防保全の考え方に立った戦略的な維持管理、更新が重要となると言われております。今回、粕屋町で予算ですね。町有財産マネジメント支援業務委託料が計上されております。町保有の施設や公有財産の適切なマネジメントを行い、維持・管理、有効利用を進めるとありますが、具体的にどのようなものか、実際のところ何を見てマネジメン

トするのか具体的に教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町有財産マネジメント支援業務委託事業、本年度発注予定でございます。今年度中の完了を目指しております。この事業は、粕屋町が現在取り組んでいる事業別予算に基づく事務事業評価の結果と新会計制度に基づく基準モデルによる財務諸表の作成の際に整備した資産台帳をもとにライフサイクルコストの試算、施設の必要性、経済性などの分析を行い、総合的、長期的観点でそれぞれの施設を評価し、施設のあり方を含め今後の方向性を示していくものでございます。現在の厳しい経済情勢の中、ご承知のように当町の財政状況では施設の更新に十分な予算をかけることはできかねます。したがって、どの分野を中心とするのか、どの施設から行うのかなど、選択と集中を図る必要があるかと思っております。今回の町有財産マネジメント事業を実施することによりまして、施設の維持更新について客観的データによる順位付けを行い、優先度の高い施設から更新を行うとともに、施設によっては部分改修等での延命化によって更新時期を遅らせ、分散化を図ればと考えております。また、評価の結果、必ずしも町で保有する必要がないと判断される施設が出てくることもあるのではないかと。施設の廃止や民間への移譲等も検討の中に入っております。その場合、議会をはじめ、関係各位のご意見もいただきながら、総合的視野に立って判断してまいりたいと思っております。なお、合併等した市町村はですね、特に活用、まだまだ十分活用できる構造物、建物等が活用されずにいくつもあると。むしろその維持管理が負担になっているというようなこともお聞きします。本町は、幸いにしてか不幸にしてかわかりませんが、合併等があっておりませんので既存の今町域の中での施設しかございませんので、あまり無駄な施設というのはないのではないかと思います。しかしながら老朽化はもう進行しておりますので、全体的なマネジメントを取りまして順次有効な手段と方法で維持管理の延命化を図っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

それは業務委託料というふうな形になってますが、これはどっかの民間企業かなんかに業務委託をして調査をしてもらうという方向でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

今、準備をしているところということで町長答弁しましたけど、コンサルに委託契約をする予定でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そすとすでに解体を進めようとしてる焼却場とか、すでに建て替えが必要になった中央保育所、学校給食センターというのもこの対象になるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

財産台帳に上げておりますすべての施設は、今回のマネージメントの対象になります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そすこのマネージメントされた結果、この判定ですね。例えば更新、修繕というですね、判定が下った場合、この対応をするのか。この判定の効力を聞きたいと思いますけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

判定の結果に基づいて優先順位を決めて、対処できる部分から対処していきたいと思えます。なお、総務部長が全部と申しますけども、給食センターは、これは建て替えるについてはもう決定しておりますので、耐久性調査をしなくちゃなりません。そういったところで二重の調査はいりませんので、給食センターは外れます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そうすると、これは委託をして、お金を出して頼んであるわけですから、当然これには従わなければいけない。これを活用しなければいけないというふうな形にな

ると思いますが、一番心配なのは中央保育所がもう老朽化というレッテルが貼られて、ここの判定がね、どういうふうに出るのかというのがひとつ興味があるなというのがあります。それと予防保全という考え方は、一時的に発生する経費をできる限り負担を少なくして、その社会資本の経費を抑制させ、財政的な圧迫を軽減し、財政運営の健全化を目的とするということだろうと思います。国の直轄の超寿命化修繕計画では、道路橋などはすでに5年に1回の点検を実施し、その予防保全を行っております。この計画の策定をするため、4割の地方自治体で橋梁の点検を実施しているということですが、粕屋町にはこういった超寿命化修繕計画というのはあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

6月2日の新聞にも載っておりましたが、道路橋補修9割に着手ということになっておりましたけど、これにつきましてはですね、本町の管理する道路橋について答弁したいと思います。現在122橋あります、粕屋町には、道路橋です。平成21年度にそのうち15メートル以上の橋梁、17橋、17はしですね。と15メートル以下のですね、主要道路橋の17橋合わせまして34橋、34の橋梁設計の実施をしております。そして平成22年度にですね、超寿命化修繕計画を策定いたしております。また、そのうち橋の健全度が低い13の橋において、平成24年度から32年度の間には修繕計画を予定しております。また、残りのですね、15メートル未満の88の橋梁につきましては、今年度点検を行いまして、平成25年度に超寿命化修繕計画を策定したいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

この策定している地方自治体の中に粕屋町は入っているということで安心をいたしました。これまでの推計でいくとですね、その維持管理・更新費用は2037年度には新規の社会資本を行う投資家の総額を上回り、2060年には更新できない社会資本ストックが15%に上ると言われております。要するに、お金をどんどんつぎ込んでいってるけれども、修繕もしてるけれども、ちょっとうるさいんですけど、さっきから。静かにしてよ。あなたの時間じゃないでしょ。

◎議長（進藤啓一君）

他の方は静かに。質問者は質問に沿ってしてください。

◎13番（山脇秀隆君）



2060年には更新できない社会資本ストックが15%に上るといふに言われております。今のうちから戦略的な維持管理・更新が重要となります。将来の経費を推計し、早期発見、早期改修の予防保全の取り組みをして、コストの縮減と超寿命化を図ることが必要となることは明らかであります。こういった公共施設の老朽化という問題がですね、こういったことで国のほうでも指示をされてますし、市町村の取り組みというのが言われております。うちの町も抱える問題がね、結構あると思いますし、焼却場についても老朽化ということで今回解体の費用が計上されてますよね。この解体の計上はいいんですけど、解体するということはね、非常にいいんですけど、その解体した後、じゃあ何に使うのかという問題も出てくると思うんですね。やっぱり行政としてはですね、そういうところまで踏み込んで議会のほうにですね、解体したあとはこういうことに使いますとか、そういったこともね、きっちりやっぱり今後していただきたいというふうに思います。いずれにしても老朽化というのが粕屋町も避けて通れない問題だと思いますので、行政執行部におきましては、その辺の予防保全という考え方をですね、もう一回明確にさせていただいて取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

(13番 山脇 秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後3時05分)

平成24年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成24年6月15日（金）

## 平成24年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月15日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

### 2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義                      ミキシング 安松茂久

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	教育長 大塚豊
総務部長 田代眞	住民福祉部長 工藤龍一
都市政策部長 松永誠一	教育委員会次長 因友幸
総務課長 八尋恵治	経営政策課長 箱田彰
協働のまちづくり課長 安川喜代昭	税務課長 石山裕

収納課長	瓜生俊二	会計管理者	伴栄子
学校教育課長	八尋悟郎	社会教育課長	安河内強士
給食センター所長	関博夫	介護福祉課長	清武稔
総合窓口課長	水上尚子	子ども未来課長	安河内渉
環境生活課長	因光臣	都市整備課長	野中清人
地域振興課長	案浦正明	上下水道課長	吉武信一
総務課庶務人事係長	今泉真希		

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

昨日、議員発議によりまず議案が1件提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、今回提出の議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

続きまして、議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出された議案は1件であります。

提案理由の説明を求めます。提出者、11番向野正幸議員。

(11番 向野 正幸君 登壇)

◎11番(向野正幸君)

おはようございます。

提案理由を述べさせていただきます。

改革は、我々議会や議員だけが聖域であるはずありません。今や我が国の国家統治機構は、中央集権体制から地方分権体制への移行期間であると言われております。

すなわち、中央政府のもとに広域自治体としての道州、そして基礎自治体としての市であり、町でなければなりません。

複雑・多様化した地方自治の中で、望ましい町議会議員として求められている人材は数ではないと思っております。町議会議員に求められるものは、幅広い知識、先見性、実行力であります。このことで、地方のリーダーとして存在感や信頼感を得るのだと考えるものであります。

そして、誠実さと真剣さで町民と町議会との距離を縮め、行政の監視や政策提案を発揮できる議員を目指さねばならないと思っております。

このことは、先に3月定例議会におきまして提案され全員一致により可決いたしました「粕屋町議会基本条例」の趣旨と呼応するものであります。

粕屋町は、日本の中でも福岡市と並んで将来とも人口増に加え、活気あふれる豊かなまち、糟屋地区内でリーダー的な特性ある存在を生かす活動ができる議員であり、定数が必要と考えます。

今後共に、町民の批判と評価を謙虚に受け止め、地方分権時代にふさわしい議会

改革、議員改革に取り組み、粕屋町議会の信頼向上を目指したいと考えるものであります。

このような理由から、今回、粕屋町町議会議員の議員定数を17から16名に削減する提案を行うものであります。的確な判断を望みまして提案理由といたします。

なお、議員定数16であれば、常任委員会は現在の3委員会からまたは2常任委員会どちらでも可能と考えますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

(11番 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

ここで付託委員会開催のため、暫時休憩といたします。再開は、委員会終了後といたします。

(休憩 午前 9時35分)

(再開 午前10時37分)

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第27号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第27号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。付託を受

けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

内容につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日可決、成立し、同年3月31日に交付、4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例の一部を改正し、適切に運用することの必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるために、議会の議決を求められたものでございます。

この改正の主なものは、個人住民税関連といたしましては、年金所得者の申告手続きの簡素化、東日本震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例についてでございます。固定資産税関連といたしましては、税制を通じて、住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため創設されました、地域決定型地方税制特別措置の導入により、固定資産税の課税措置の特例措置の追加、また時限的な固定資産税の負担、調整措置等及び特例措置の見直し、または延長。並びに平成24年度評価替えに伴う対象年度の解消、図書館、博物館、幼稚園の特例民法法人が所有する個人資産税の非課税措置及び手続きについてでございます。

以上、これらの措置を講ずるための一部改正でございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第27号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決で

あります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決承認いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第28号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇)

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

議案の付託を受けました、厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果についてご報告させていただきます。

議案第28号は、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてでございます。

この専決処分につきましては、地方税法及び国有財産等の所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、東日本大震災による災害住居用財産の敷地の用に共された土地等を譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例にかかる譲渡期間の要件を3年から7年に延長することを定めたものです。

当委員会で慎重・審議いたしました結果、全員の賛成をもって承認することに決しましたのでご報告して終わります。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第28号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）



次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決承認いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第29号、粕屋町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第29号は、教育委員会委員の任命同意についてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

現在、粕屋町教育委員会委員をしていただいております池見桂子氏が本年6月30日をもって退任されることに伴いまして、今回、選任をいたしました、案浦博子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、議会の同意を求められたものであります。同氏につきましては、教育委員としての識見・人格ともに優れられた方であります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより、議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、申し合わせ事項により、新しく教育委員会委員の任命に同意されました案浦博子氏にご挨拶をお願いいたします。

◎教育委員会委員（案浦博子君）

おはようございます。ただいまご紹介いただきました花ヶ浦在住の案浦と申します今日はとても緊張しております、長いこと待っております・・・今回の教育委員の選任ありがとうございます。深い知識も豊かな経験もございませんけれども微力ではございますが、粕屋町の教育の充実と発展に努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議議長（進藤啓一君）

議案第30号、粕屋町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。本件につきましては、地方自治法第117条の規定を準用し、大塚 豊教育長の退場を求めます。

(大塚教育長 退場)

本件に関し、委員長報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第30号は、教育委員会委員の任命同意についてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

現在、粕屋町教育委員会委員をしていただいております大塚 豊氏の任期が本年7月5日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、議会の同意を求められたものであります。同氏につきましては、長年、教職に奉職され、教育委員として識見・人格ともに優れ、厚い信頼を寄せている方であります。

当委員会で、慎重に審議いたしました結果、賛成多数によりまして、原案のとおり同意すべきことに決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより、議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、退場を解除し、申し合わせ事項により、教育委員会委員の任命に同意されました大塚 豊氏にご挨拶をお願いしたいと思います。

◎教育長（大塚 豊君）

一言ごあいさつさせていただきます。私、7月5日で教育委員一期目の任期を満了することになりました。

あっという間の4年間でしたが、大過なく業務ができましたのも町執行部の皆さん方のおかげ、また町議会議員の方々のご厚情の賜物と厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、先般、町長からお前もう一期やれというご指名を受けまして、只今は、議会のご承認いただきまして本当にありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

お見かけのとおり、日々気力体力共、高齢化の一途をたどっておりまして、頑張っていきたいと思っておりますので、これまで以上にご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第31号、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第31号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本条例におきまして、職員の職務はその複雑、困難及び責任の度合いに基づき、給料表に定める級別に分類するものとされております。平成22年4月の部長制導

入より、現在のような級別職務の分類を行ってきましたが、今回、級別職務分類表の職員の職の格付けの設定及び変更等を行うものであります。主な改正点といたしましては、6級に室長を新設し、5級の相困係長について、その職務内容と責任を明確にするために、主幹へ変更を行うものであります。

付託を受けました当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数によりまして可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第31号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。7番、本田議員。

◎7番（本田芳枝君） 7番、本田芳枝でございます。反対の立場からその理由を述べさせていただきます。

機構改革の意味合いが深い今回の給与に関する条例の一部改正というふうに私は受け取っております。実際には、6級に室長を新設するという点に関していろいろ考えてまいりました。粕屋町は、今部長制をとっており、管理職の数が全体の中で多くなっていると思います。そういった中で、新たにまた課長級の室長を設けるということに対していかがなものかというふうに思っています。今回、室長手当てとして、管理職手当て5万3,000円がついています。そして、具体的には、教育委員会の学校給食共同調理場建設準備室という部署を設けて、その室長を今回新たに新任の方をお願いするという内容になっています。私自身は、この教育委員会のこの方向に対しては、いろいろ疑問を持っておりませんが、そのことに関してはまた別の場所でお話を申し上げたいと思います。

今回、ここで給食調理場という部署があるにもかかわらず、新たにこういう建設準備室を設けるような仕組みの機構改革をされるということに関して、一旦決めた以上はそれを閉出する場合は、またこういう形で議案を出されないといけないようなことになるのではないかと思います。これを永久的に多分存続されるのではないかと、そこに深く危惧を感じております。これはよくよくのことで、多分、この機構改革は深い意味があるのではないかと。そういった意味で、私は反対をいたします。

で、反対するばかりではだめなので、ここで提案として、私はですね、共同調理場のセンター長の下に係長を置いて、新たにですね、準備係長という形で今の40

代の若い職員をですね、それにあたらせて仕事をしてもらおう。そういうことが人材育成にも大きく関与するものだと思っております。図書館、それから生涯学習センター、ドームは、企画課が係長を置いて、その中でしております。そして、現在、こういう形で進めておりますが、今の教育センターを改築するといえますか、それはこの準備の段階では係長クラスの方が一生懸命していただければいいのではないかと考えていますので、そういう提案も含めて、私はこの議案に反対でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第32号、住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第33号、粕屋町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇）

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

付託を受けました、厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果についてご報告させていただきます。

議案第32号は、住民基本台帳の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。この条例は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、所要の改正を行うもので、現在、住民基本台帳には日本人のみで外国人は外国人登録原本に登録されていますが、平成24年7月9日から住民基本台帳で日本人と同じように管理することになりました。これにより、粕屋町印鑑条例、粕屋町手数料徴収条例、粕屋町鶴寿祝い金条例、北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の4つの関係条例の一部を改正するものでございます。

当委員会で慎重・審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべき事柄とすることに決しましたので、ご報告いたします。

次に、議案第33号は、粕屋町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例は、住民基本台帳法の一部を改正により、住民基本台帳カードの使用が他市町村に移動した場合でも継続使用できるように改正されました。これにより住民基本台帳法の条文に、条項ずれが生じたり、同法を引用しております粕屋町住民基本台帳カード利用条例について所要の整備を行うものでございます。

当委員会で慎重・審議をいたしました結果、全員の賛成で可決すべき事柄と決しましたのでご報告して、終わります。

(厚生常任委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順をお願いいたします。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第32号、住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。本件に関し、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第33号、粕屋町住民基本台帳カード利用条例の一部改正する条例についてを議題といたします。

これより、討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第34号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第34号は、工事請負契約の締結についてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、粕屋西小学校の校舎耐震補強工事を実施するにあたり、この4月25日に9社による指名競争入札が行われ、因建設株式会社代表取締役因 善一が6,468万円で落札いたしましたので、この者と工事請負契約を締結するにあたり、

条例の定めるところにより議会の議決を求められたものであります。

工期は9月28日までとなっておりますが、2学期の始業に間に合うよう夏休み期間中に主体工事を完了するものであります。

工事概要につきましては、施工箇所を1階の3教室及び職員室、校長室、会議室、2階では、1教室の計7室とするものであります。南側窓建具を取り壊し、その内側に耐震用鉄骨枠及び軸力管を取り付け、窓建具の復旧を行うものであります。その他、支障となる既存の電灯線、放送線、空調設備、給水・給油設備の一次撤去、復旧も施工されます。

本工事は、平成23年度からの繰越明許であります。本工事の完了により、平成19年度から計画いたしました学校の耐震化事業は完了するものとなりました。

委員会審議では、入札関係及び工事計画等の説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）



議案第35号、住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 伊藤 正君 登壇)

◎建設常任委員長(伊藤 正君)

ご報告いたします。議案第35号、住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更についてであります。付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告します。

住居表示実施に伴いまして、大字仲原及び大字酒殿の一部の字の区域及び名称を甲仲原1丁目、2丁目、3丁目、4丁目と変更をするものであります。今回の実施区域における名称の変更につきましては、住居表示審議会の答申を受け、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、30日の公示期間も終了いたしましたので、議会の議決を行うものであります。また、住居表示の実施日は、9月22日とするものです。

以上につきまして、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(進藤啓一君)

起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第36号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 向野 正幸君 登壇）

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果についてご報告させていただきます。議案第36号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民は、住民基本台帳法の適用対象に加えるため、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割にかかわる規定の率を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当委員会で慎重・審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきことと決しましたのでご報告して終わります。

（厚生常任委員長 向野 正幸君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇）

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

人権擁護委員をなされておりました、岩田敏之氏が本年3月31日を持って退任されました。よって、後任として、池田敏明氏を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者に推薦するにあたり、議会の意見を求められたものであります。同氏は、福岡市職員として32年間奉職され、退職後は、学校法人理事長や粕屋町農業委員としてご活躍されるなど、広く社会の実情に通じ、人格・識見ともに優れた方であり

ます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって同氏を推薦するにあたり、適任者と認めましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。本案に対する総務常任委員会委員長の報告は適任であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長 (安川俊彦君)

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成21年1月1日から人権擁護委員をしていただいております、伴 久子氏の任期が本年9月30日をもって満了となりましたことに伴いまして、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するにあたり、議会の意見を求められたものであります。同氏は、粕屋町の行政吏員及び保育士として42年間奉職され、広く社会の実情に通じ、人格・識見ともに優れた方であります。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3カ月前までに行うことになっております。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって同氏を推薦するにあたり、適任者と認めましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第2号を採決いたします。本案に対する総務常任委員会委員長の報告は適任であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長 (進藤啓一君)

起立全員であります。

よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

続きまして、昨日提出されました、議員発議に入ります。

発議第4号、粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件に関し、議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。安川委員長。

(議会活性化特別委員長 安川 俊彦君 登壇)

◎議会活性化特別委員長 (安川俊彦君)

発議第4号は、粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につい

てでございます。付託を受けました議会活性化特別委員会で、議員全員による審議のため、経過につきましては省略をさせていただき、結果につきまして報告をいたします。

発議の内容は、粕屋町議会議員の定数を定める条例の本則中、17人を16人に改めるものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数によりまして可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

(議会活性化特別委員長 安川 俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。この議案につきましては、既に議会活性化特別委員会にて審議済みではありますけれども、その後、特に質疑がある方に対しての発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、発議第4号の討論に入ります。まず原案反対の方の発言を許します。

3番、田川議員。

◎3番（田川正治君）

私は、この17人を一人削減する発議に対して反対する立場から答弁に参加します。

3月議会では、定数を7人削減する発議や、2人削減する発議提出されました。しかし、賛成少数で否決されて、さらに議員全員協議会でも町民の方々が傍聴され、そしてテレビも入るなど、町民だけでなく、他町でも話題になりました。しかし、5月15日開催した町議会報告会、町民の切実な要望や要求など質問ありましたが、定数削減問題については発言ありませんし、感想文の中にもひとと言も書き込まれておりません。ですから、私は今、定数削減問題については、町民の関心ごとになっておらず、現状の議員定数で議員は頑張ってくれということだというふうに捉えております。そもそも議員定数が多いので削減すべきという風潮が流行したと。小泉構造改革によって地方分権、三位一体改革、このような流れの中で地方自治体を合併させる、また、国からの補助金を削減する、このようなことが行われたわけです。それから自治体リストラが進み、議員定数削減が押し付けられ、全国で流行り病のように広がったといことがあります。しかし、合併しても住民の暮らしや生活はよくなり、むしろ国からの補助金が削減されて、福祉や医療の制度の改悪、特に子育て、老後の生活が厳しくなっております。国民の生活が厳しく

なるのと、それに府庁をあわせたように、官から民へ、特に役場の職員や公務員削減にせよ、攻撃ありました。矛先後そのように向けられて、そして今度は同じように議員や町民のために何をしているのかということだけじゃなくて、税金を節約するために議員は削減せよ、国も地方も金がない。だから削減すべきだということで世論が係争されてきたと思います。

しかし粕屋町は全国からみても人口増により、これから5万人に達する、そして子育て世代の若者が増えて、税収も増えていく、このような将来性のあるまちでもあります。全国的には合併して議員を削減するようなこととか、夕張のように、赤字自治体になって、また高齢化して財政難になって議員定数を削減するというようなことなどはありますけど、しかし、粕屋町はそうではありません。ですから、現在の議員定数17人は決して多くないと思います。9年前に改正された法定数でも、人口2万人以上から5万人未満の町村は26人となっております。その前30人だったのが26人ということで削減されたわけですけど、粕屋町は5万人に達するまちとしてもこのような規模に本来あるべきであると思います。

また、今回提出されている発議の理由として、1名削減すればそれだけ町の負担が少なくなる、このようなことがあります。行財政改革という名のもとで言われておるわけではありますけど、議員の歳費は町税だけでなく、国からの交付税もありますので、今回の1名削減は町の負担軽減は大きな効果がないと思います。むしろ議員が減ることによって、町民の多様な要望を町議会や行政に届けて、問題の解決にかかわってくれる議員が減ることによって、町民の議会、行政に対する問題がむしろ不利益の状況に大きく左右していくことにつながっていると思います。

このようなことから、議会がもっともっと町民が主人公という立場で取り組むそのような議会にすることこそ大事だというふうに思います。

よって、今回の議員削減に対して反対をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

2番、小池議員。

◎2番（小池弘基君）

私は、反対の立場から意見を述べます。

発議の提案理由の中で、行財政改革のためということではありましたが、私

は、24年度当初予算におきましても、昨年度の税収入から比べて税も減ってきております。それにもまして、子どものことをございますけども、保育園であったり、小学校の増築であったり、給食センターをこれから建替えるといったような、非常に町の財政もやはり緊迫してきている状況の中で、1名の議員を削減するといった、この発議では、この効果というものが少ないと思われれます。私はそういった観点から、1名削減での発議には反対したいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

6番、因議員。

◎6番（因 辰美君）

それでは、私は、今回の定数削減の内容ではなく、4月1日の基本条例制定後、町民の意見も聞かず、発議をされることに対して反対をいたします。

その理由は、議会基本条例第20条2において、議会は、議員定数の改正にあたっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、町民の意向を把握し、本町の実情にあった定数を検討するものとし、しっかりと書いてあり、町民の誰もが読んでも議員定数改正については、公聴会が開かれると信じてあると思います。4月1日の議会基本条例施行後は、条例に則り、公聴会を開き、3月議会で7名と2名の削減案をどのような内容で否決したのかを住民に説明し、参加者から議員定数の考え方を聞き取り、民意を把握した上で議員定数について議論し、発議するのがルールであると思います。せっかく報告会まで開いて、住民に説明したにもかかわらず、また議員だけで決めようとしています。このままでは町民との約束を破ることになり、議会基本条例は根本から崩壊すると思います。5月15日の報告会で議員定数の質問が出なかったからといって、住民から意見を聞いたことにはなりません。それは議員の身勝手な判断であり、議会の信用を著しく失墜させると思います。議会基本条例を制定したのであれば、条例を基本とし、開かれた議会を目指して、毅然とした態度で町民と向かい合い、正々堂々と対応していこうではありませんか。このような観点から、今議会での定員議員定数決定に対する反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。本案に対する議会活性化特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第5号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書案を議題といたします。

意見書案第5号に対する総務常任委員会委員長からの報告は、可決であります。意見書案第5号は、可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は、可決とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第6号、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書案を議題といたします。

意見書案第6号に対する建設常任委員会委員長からの報告は、可決であります。意見書案第6号は、可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は、可決とすることに決定いたしました。



◎議長（進藤啓一君）

次に、先の3月議会におきまして継続審査となっていました、請願第1号、粕屋町乳幼児療育事業の民営化中止と直営存続を求める請願を議題といたします。

◎議長（進藤啓一君）

請願第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は、採択であります。請願第1号は、採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

意見書、請願書に係る草案につきましては、事務局と協議作成のうえ、関係機関に提出したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書、請願書につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

町長から発言の申し出がおりますので、これを認めます。因町長。

（町長 因 清範君 挙手）

◎町長（因 清範君）

平成24年度第2回粕屋町議会定例会の閉会にあたりまして、自席からではございますけども、一言ごあいさつ申し上げます。

去る、6月8日に招集いたしました今定例会におきまして、慎重なご審議を賜りましたことを、まずもってお礼申し上げます。

提案をいたしました12案件につきましても、いずれも原案どおり議決をいただき、心から重ねてお礼申し上げます。

また、本日、追加議案で提出されました粕屋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、議会自らが町議会の活性化、そして行財政改革ということで、議会自らの身を削り、定数を削減されたことをこの思いをしっかりと真摯に受け止め、会期中にいただきましたご意見等を十分踏まえまして、より一層の行財政改革に取り組みますとともに、職員士気の向上に努め、なお一層の努力をしてまいる所存でございます。

終わりにになりましたが、これから先、本格的な夏の到来を迎えます。議員の皆様方におかれましては、十二分に御身をご自愛いただき、公私共に今後ともご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、今6月議会定例会の閉会にあたりまして、簡単、粗辞ではございますけども、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(町長 因 清範君 着席)

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成24年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、平成24年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前11時35分)

会議録調製者 長 克 義

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 山 脇 秀 隆

署名議員 川 口 學